

関西大学人権問題研究室改組30周年記念シンポジウム

## 大学における人権問題研究と人権教育

— 大学附置研究機関としての役割と課題について考える —

日時：2015年11月14日（土） 13：30 - 17：00

会場：関西大学第3学舎（社会学部）A201教室

○シンポジスト：

石元 清英 （関西大学人権問題研究室長・社会学部教授）

奥田 均 （近畿大学人権問題研究所教授）

古久保さくら （大阪市立大学人権問題研究センター所長・  
創造都市研究科准教授）

○司会：

加納 恵子 （関西大学人権問題研究室障害者問題研究班  
幹事・社会学部教授）

(ご挨拶)

○司会

本日の司会を担当させていただきます人権問題研究室障害者問題研究班の幹事の加納恵子です。どうぞよろしく申し上げます。まず、本学副学長法学部教授の吉田栄司から開会の挨拶を申し上げます。

○吉田 ただいまご紹介いただきました副学長吉田栄司です。

お足元の悪いなかお運びいただきありがとうございます。実は、今日は「地方の時代映像祭」がこの学舎で開かれております。全国規模の催しで、吹田市長はじめNHK大阪放送局長、MBS、関西テレビ、朝日放送が一堂に会するという大きなイベントと運悪くバッティングしてしまっていて、本シンポジウムが人権問題研究室の30周年という記念すべき企画にもかかわらず、学内関係者の集まりが十分でないことをお詫び申し上げます。

さて、本日の30周年記念シンポジウムは関西大学が70年代に設置した「部落問題研究室」を部落問題に加えて、人種民族問題、障害者問題、女性問題と拡大し、差別問題をしっかりと人権の視点から研究し発信していくという目的のために「人権問題研究室」に改組したわけでありまして、そして、本日は大阪という地域において連携している大阪市立大学の人権問題研究センター、近畿大学の人権問題研究所から代表の先生方をお

招きさせていただきました。

私は、法学部で憲法を専門にしており、赴任して以来人権問題研究室の研究成果から多くを学んでおります。人権問題もこの30年の間にさまざまに変容しています。問題領域は拡大し深まり多様化している。そういうことについて、本日は大学の附置機関としての研



吉田 栄司氏

究と教育実践について活発な実り多い議論が展開されることを祈念しまして冒頭の挨拶とさせていただきます。

○司会 どうも、ありがとうございました。

それではシンポジウムに入りたいと思います。前半に各大学でのこれまでの取り組み、今後の課題の報告を30分ずつ、後半はフロアを交えての全体討論の予定です。

まず、シンポジウムの趣旨を申し上げます。今日、人権問題は非常に多様化しております。例えば、ジェンダー領域では男女格差や不平等の問題に加えて性的少数者への差別問題、人種民族領域におきましても、ニューカマーとしての労働を目的とする移民、祖国を追われた難民といった外国人移住者問題が社会問題化しています。今、この時にもシリア難民の窮状が盛んに報じられていますが、人権問題は時代の流れや社会の変化に応じて多様な形態で立ち現われてきます。そして差別や人権侵害により生じる当事者たちの生命の危機や生活困窮の深刻な実態、そこから立ち上がろうとする人々と支援者たちによる社会運動・活動また研究・教育の取り組みは、今日的な人権問題の広がりや深まりを私たちに伝えていきます。

果たして、グローバル時代にあって複雑化した私たちの人権問題はいったい解決に向かって前進しているのでしょうか。まずは、自分たちの身の回りから検証していきたいと考えました。そこで、関西大学の人権問題研究室が前身である部落問題研究室から改組30年を迎えるにあたり、記念シンポジウムのテーマとして、全国でも数少ない「大学附置の



加納 恵子氏

研究機関」として、長い歴史を持つ大阪市立大学の人権問題研究センターと近畿大学人権問題研究所の2つに呼びかけをしまして、その役割を回顧しこれからを展望しようと企画した次第です。

本日は、この3研究機関が取り組んできた調査研究活動の成果をじっくりと交流させ、そして大学の附置機関として学内の人権問題への対応や人権教育、啓発の取り組み、今後の人権問題研究の課題について議論を深めたいと思います。

## 【報告要旨】

1. 基調報告：石元清英氏（関西大学）

関西大学人権問題研究室改組 30 周年シンポジウム

# 大学における人権問題研究と人権教育

## 一 大学附置研究機関としての役割と課題について考える一

2015.11.14. 石元清英（関西大学人権問題研究室）

### I. 部落問題研究室ができるまで

- 1972 年 10 月 1 日 教職科目「部落解放教育の研究」開講（担当：谷口修太郎）  
10 月～ 差別事象があいつぐ（工学部、社会学部学舎、経商学舎）
- 1973 年 4 月 1 日 部落問題委員会設置  
6 月 26 日 大学主催の部落問題講演会（2,000 人の学生、教職員が参加）  
広瀬捨三学長の自己批判書
- 1974 年 3 月 20 日 部落問題資料（1）『部落解放への視点』発行  
4 月 1 日 一般教育科目「部落解放論」開講（担当：谷口修太郎）  
部落問題研究室創設 室長 1 名、各学部から 1 名ずつの研究員  
委嘱研究員 2 名
- 11 月 1 日 身体障害者等問題委員会設置

### II. 人権問題研究室への改組

- 1975 年 3 月 31 日 『関西大学部落問題研究室紀要』第 1 号発行  
6 月 1 日 天六学舎に部落問題研究室分室が開設
- 1977 年 4 月 2 日 「部落地名総鑑」購入が新聞報道される  
9 月 10 日 中義勝学長の自己批判書
- 1978 年 10 月 1 日 法学部「差別問題と法」、文学部「部落史研究」、経済学部「部落産業の諸問題」開講
- 1981 年 10 月 1 日 社会学部「差別と社会」開講
- 1983 年 4 月 1 日 文学部「朝鮮文化史」開講  
10 月 1 日 人権問題委員会設置
- 1985 年 6 月 1 日 部落問題研究室が改組され、人権問題研究室となる

### Ⅲ. 人権問題研究室の現状

#### 1. 4つの研究班

部落問題研究班、人種・民族問題研究班、障害者問題研究班、ジェンダー研究班（改組時は女性問題研究班）

21名の研究員と8名の委嘱研究員（各研究班に2名ずつ）

#### 2. 研究活動

各研究班の活動

研究学習会（年8回）

合同合宿研究会（夏に1回）

#### 3. 研究成果の発信

公開講座（年4回）

共通教養科目「新しい人権論への招待」（2単位、春秋開講）

『人権問題研究室紀要』（年2回発行）

『人権問題研究室室報』（年2回発行）

国際シンポジウム

### Ⅳ. 人権問題研究室がかかえる問題点とこれからの課題

1. 研究員の固定化
2. 多様化する人権課題への対応
3. 共同研究の難しさ
4. 専任研究員がいない研究機関
5. 学際的研究への取り組み
6. 学外研究機関との交流

第36問 リストには、いろいろなことがらが並んでいますが、この中で、憲法によって、義務ではなく、国民の権利と決められているのはどれだと思いますか。いくつでもあげてください。（複数回答）

	（％）		
	1973年	1993年	2013年
ア. 思っていることを世間に発表する	49.4	39.0	36.4
イ. 税金を納める	33.9	39.5	46.8
ウ. 目上の人に従う	5.6	6.7	8.0
エ. 道路の右側を歩く	19.9	15.3	14.8
オ. 人間らしい暮らしをする	69.6	75.2	77.9
カ. 労働組合をつくる	39.4	25.5	21.7
キ. わからない、無回答	7.8	5.7	3.9

NHK放送文化研究所「日本人の意識調査」

表1 マイノリティとの接触経験

（％）

	障がいの ある人	在日韓国・ 朝鮮人	日本で暮らす 外国人	性的 マイノリティ	被差別部落 の人
自分自身がそうである	1.0	1.4	1.1	0.9	0.5
家族や親族にいる	14.6	1.7	2.4	0.6	1.0
親しい友人にいる	5.5	14.6	10.9	6.1	3.0
知人	35.9	26.2	33.9	13.3	7.0
いない、わからない	44.8	56.5	51.7	78.9	87.4
無回答・不明	0.7	0.7	0.8	0.7	1.2

世界人権問題研究センター『若者の共生意識調査報告書』2015年  
対象は、関西を中心とした12大学の大学生、有効回答2,867。

## 2. 第2報告：奥田 均氏（近畿大学）

関西大学人権問題研究室改組 30 周年記念シンポジウム（2015 年 11 月 14 日）

近畿大学人権問題研究所 奥田 均

### ■私と関西大学

- 1973 年 学内差別事件をひまえ三項目要求の運動（部落解放論の開講、教職課程「部落解放教育の研究」の必修化、部落問題研究室の開設）
- 1974 年 ・部落解放論の開講 ・部落問題研究室の開設
- 1976 年 「部落地名総鑑」事件の発覚

### ■近畿大学の取り組み経過

- 1973 年 近畿大学関係者による2件の差別事件
- 1974 年 1 月 部落解放同盟による確認会、糾弾会の開催
  - 4 月 近畿大学「同和教育の推進について」が出される
  - 5 月 同和教育推進委員会の設立（委員長：学長）
  - 7 月 同和教育研究会の設立
  - 10 月 教職課程必修科目として「同和教育の研究」を開講（半年 2 単位）
- 1975 年 一般教育課程「同和問題論」が開講（通年 4 単位）
- 1976 年 「部落地名総鑑」事件の発覚
- 1979 年 同和教育研究会が部落問題研究室に発展改組
- 1983 年 近畿大学人権宣言を出す
- 1985 年 同和教育推進委員会が人権教育推進委員会へ改組 のち人権委員会へ改組
- 1986 年 部落問題研究室が人権問題研究所に発展改組

### ■近畿大学の現状

#### （1）学内体制

- 1. 人権委員会（副学長が委員長、各学部の事務職と教員から委員が選出）
  - ・各学部にも人権委員会があり教職員研修など独自の取り組みあり
  - ・春季、秋季、人権週間に1 週間のプログラムを組み、全学学生教職員を対象に人権講演会とビデオ上映会を開催
- 2. 関連：ハラスメント対策全学委員会、障がい学生支援委員会

#### （2）基本方針

- 1. 近畿大学人権宣言
- 2. 近畿大学人権教育基本方針
- 3. 近畿大学人権教育のための国連 10 年行動計画（2001 年～2010 年）

#### （3）講座

- 1. 選択（全学、共通教養科目）：人権と社会 1、人権と社会 2
- 2. 専門（法学部）：人権法 A、人権法 B

#### （4）研究機関

- 1. 人権問題研究所 ※人権事務室
- 2. 専任研究員 3 名、兼任研究員 1 名

■人権問題研究所について

(1) 人権委員会主催の春季、秋季、人権週間の人権講演会とビデオ上映会の企画

(2) 『人権問題研究所紀要』の年1回発行

(3) 学生を対象にした人権意識調査の実施と調査報告書の発行

2009年 部落問題

2010年 ジェンダー問題

2011年 ハンセン病問題・HIV問題

2012年 ハラスメント問題

2013年 障害者問題

2014年 在日外国人問題

2015年 部落問題

(4) 課題

1. 研究所としての研究活動の展開

2. 学内の豊富な人的資源を研究所活動と有機的結合を図る取り組みや仕組みの構築

3. 若手研究者の育成

4. 学外研究機関との交流の促進



### 3. 第3報告：古久保さくら氏（大阪市立大学）

関西大学人権問題研究室改組 30 周年記念シンポジウム（2015 年 11 月 14 日）

大阪市立大学人権問題研究センター 古久保さくら

#### 0. 自己紹介

2000 年 10 月着任

2015 年 4 月センター所長就任

#### 1. 人権問題研究センター開設の経緯

1961 年家政学部学生に対する差別事件 問題化

Cf) 1960 年大阪市立大学部落問題研究会（学生組織）設立

1961 年大学評議会専門委員会として「同和問題委員会」設置

12 月 原田伴彦経済学部教授「部落問題の基本点」講演

1963 年啓発パンフレット『部落問題について』全教職員・学生に配布

1968 年部落問題に関する講義（「社会計画論（1）」）開講

1969 年商学部助教授・文学部助教授による差別発言事件

1970 年「部落問題論」に改称

「公害問題論」開講

「同和教育論」開講＝教職科目として学内必修

1971 年学内同和問題研究機関として同和問題研究会発足

教養部 2 名（同和問題担当教員）、工学部 2 名、商・経・法・文・家政の各学部

から 1 名、経済研究所から 1 名、計 10 名が研究員に委嘱・

研究会主任 山本登文学部教授

1973 年同和問題研究会、同和問題研究室に改組

12 名体制に 初代室長 原田伴彦経済学部教授

1974 年「外国人学生問題調査委員会」（のち「外国人学生問題委員会」に改称）

「障害者問題委員会」設置

1975 年「障害者問題論」「民族問題論」「朝鮮語」開講

1977 年紀要『同和問題研究』創刊号発刊（以後毎年逐次刊行）

1980 年婦人問題委員会設置

1982 年「婦人問題論」開講

1992 年「朝鮮語」正規外国語科目として単位化

1995 年教養教育改組 この段階で部落問題に関する講義は

「部落問題論」（2 単位）「現代の部落問題」（2 単位）「都市社会と差別」（2 単位）

「部落問題のフロンティア」（2 単位）「部落差別の成立と展開」（2 単位）

「部落産業論」（2 単位）「大阪の部落産業」（2 単位）提供

2000 年人権問題研究センター 発足 専任教員 3 名体制に

2001年12月「大阪市立大学人権宣言2001」発表

2. 同和問題研究室の組織と活動

専任2名+兼任研究員約10名体制

室長 原田伴彦→上田一雄→山本登→村越末男→野口道彦

学内における同和問題を中心とした意識調査

学内人権問題事象への対応協力

被差別部落住民の社会・経済的地位や被差別部落コミュニティについて数多くの量的・質的調査事業同和地区における数々の実態調査・意識調査の実施

マイノリティ問題をはじめとする人権問題に関する市民意識についての調査実施

同和問題関連調査報告書をはじめとする資料収集

(戦後のこの分野における調査資料のコレクションとしては日本トップクラス)

全国各地の部落問題・人権問題研究団体の紀要・機関誌などの収集

3. 人権問題研究センターの現状

組織形態: 専任研究員1名(人事枠としては2名)+特任教員1名+特任研究員2名  
兼任研究員15名

(全学部から選出を原則・現在は工学部からの研究員不在)

特別研究員6名(無給・研究協力者)

事務管轄 本部事務職員2名+センター常駐事務補助員1名

活動:

1) 人権問題に関する研究:

部落問題: 大阪の旧同和地区12地区の資料収集・保存とそれを活用しての研究  
科研費基盤研究(B)「による実態調査研究(2015-2017年度)

紀要「人権問題研究」発行(年1回)

webサイトでも研究成果の一部発表

公開研究会の開催「サロンde人権」(年間8-9回)

長期休暇中の人権問題に関する現地調査

2015年夏 沖縄における基地建設反対住民運動と人権

2015年春 韓国における女性運動の現状と課題

2014年春 中国帰国者との共生をめぐる実践と課題: 広島基町アパート

国外大学との学術交流

韓国済州大学在日済州大学との学術交流提携

サンフランシスコ州立大学エスニックスタディーズ学部との学術交流提携

サンパウロ大学人文学部との学術交流提携

2) 人権教育：

共通教育：総合教育科目 B⇒人間と社会⇒社会と人権

「現代の部落問題」「部落問題のフロンティア」「部落差別の成立と展開」

「マスメディアと人権」「企業と人権」

「ジェンダーと現代社会Ⅰ」「ジェンダーと現代社会Ⅱ」

「エスニック・スタディー入門編」「エスニック・スタディー応用編」「エスニック・スタディー（演習）」（隔年開講）

「人権と多様性の研究（演習）」「地球市民と人権」「世界のマイノリティ」

「障がい者と人権Ⅰ」「障がい者と人権Ⅱ」

「平和と人権」「平和学」 計 16 科目／年 開講 ただし非常勤が多い現状  
金曜日の午前中に開講集中することにより、多くの学生が受講できるように  
学部入学者の 78%は何かしらの人権関連科目を受講（2008 年調査）

教職課程教育：「人権・進路指導の研究」

社会啓発・教育：「サロン de 人権」の市民公開

「シネマ de 人権」の市民公開（年 3 回程度）

3) 学内人権侵害事象に対すとりくみ：

人権問題委員会への協力

入学式後の人権問題ガイダンスへの協力

啓発パンフレットの編集協力・人権啓発講演への協力・学内人権研修への協力

ハラスメント解決への協力

非公式な個別相談も・・・

人権侵害事象（落書きなど）への対応協力

4. 人権問題に関する大学の課題

大阪市の経済状況の悪化→予算削減・人員削減

→各教員の負担増・非正規雇用職員の増加 のなかで

人権侵害事象・ハラスメント対応についての専門性の欠如・専任担当者の不在  
→解決までの長期化による当事者の負担大  
委員会体制での判断により事案による結論のゆれ  
非正規職員女性のハラスメント認識率の高さ  
→2015年度から新しい体制にはなったが・・・機能するかどうかは現状では不明

新しい人権侵害の可能性のある事象についての対応余力の欠如  
ミスコンテスト・異性装コンテストをめぐる議論をする余力すらない現状  
セクシュアル・マイノリティの学生団体の学生実名登録をめぐる問題  
安全を保障できていない大学の現状を改善できていない

大学院生に対する人権教育の不在  
創造都市研究科都市共生社会研究分野における専門教育の現状  
人権・多様性を尊重する社会創出のため市民活動の実践者の育成をめざすが  
共通教育としての大学院生対象人権教育の必要  
博士課程での学生によるアカデミック・ハラスメント認識率の高さ  
相談・解決できていない現状

#### 5. 人権問題に関する研究機関としての課題

定数充足の実現：

部落問題プロパー研究員の獲得

→人権問題研究センターとしての共同研究の持続可能性の獲得

正規教員による人権関連科目提供率の向上

## I. 基調報告 石元清英氏（関西大学）

○司会 では、最初に本学の人権問題研究室室長の石元よりこれまでの取り組みを基調報告としてお話しします。

○石元 私からは、関西大学人権問題研究室のレビューを、まず①部落問題研究室ができるまでと、②人権問題研究室に改組されるまで、それから③人権問題研究室としてスタートして現在に至るまでの活動と現在の課題という順でお話をしていきたいと思ひます。最後に、大学の附



石元 清英氏

置研究機関ならではの課題と可能性をお話しして、私からの報告としたいと思ひます。

### 1. 部落問題研究室ができるまで

関西大学で人権問題への取り組みが始まるきっかけは、学生からの声でした。人権問題に関する授業の開講や講演会の開催などを大学に求めるという、非常に粘り強い学生の取り組みがありました。お手元の年表に挙げておりましたが、1972年10月に教職科目として「部落解放教育の研究」が開講されます。これが関西大学で人権をテーマとした最初の授業です。その授業がスタートしたのが10月1日ですが同じ頃、複数の学部で差別事象が発生します。工学部、社会学部学舎、経商学舎においてです。工学部は、工学部の教員の講義での発言、それが問題になった。そして、学舎において差別落書きが見つかったということです。

こういった差別事象が相次いだことで、1973年4月1日に部落問題委員会が設置されます。そして、6月26日に大学主催の部落問題講演会で広瀬

学長の自己批判書が出されます。この講演会は非常に多数の学生が集まったんですが、前年度に部落解放研究会が出した三項目要求に対して、講演会の席で広瀬学長が自己批判書を出しました。部落問題資料(1)「部落解放への視点」が発行されたのは1974年3月20日で、一般教育科目「部落解放教育の研究」の開講が4月1日です。

## 2. 人権問題研究室への改組

こういう形で「部落解放論」という新たな授業科目が誕生し、同年4月1日に部落問題研究室が開設されます。室長が1名、各学部から1名ずつの研究員、それに加えて学外から委嘱研究員を2人招いた形で、研究機関としてスタートします。また同年11月には身体障害者等問題委員会が設置されました。

その後1977年4月に、関西大学が「部落地名総鑑」を購入していたことが新聞報道されます。これについても学生からその問題の指摘があり、厳しい抗議の声が上がります。そして、中学長の自己批判書が9月に出て、それ以降、人権にかかわる科目が各学部でどんどんと開講されることになっていきます。

そして1983年10月には部落問題委員会と身体障害者等問題委員会、これが人権問題委員会に改組されます。その後、1985年に「部落問題研究室」が「人権問題研究室」に改組されました。そういう形で、多様化する人権問題に対応するように研究機関も大きく組織変えしたということです。

これが人権問題研究室が改組されるまでの流れです。そこでは、学生たちからの粘り強い要求があったということが非常に大きなことだと思えます。それで、資料にある人権に関する科目が開設されていきました。

## 3. 人権問題研究室の現状

### (1) 4つの研究班

1985年に人権問題研究室に改組され、4つの研究班がスタートします。

1つは、従来からの部落問題研究室の流れを組む部落問題研究班です。そして、人種・民族問題研究班、障害者問題研究班、女性問題研究班。女性問題研究班は、女性問題だけではなくて、もっと広くジェンダー問題、セクシャル・マイノリティーの問題も含んでのジェンダー問題を扱っていきこうということで、2008年にジェンダー研究班と名称を変えました。

現在は、21名の研究員と8名の委嘱研究員という体制になっております。8名の委嘱研究員は学外から各研究班2名ずつ、その分野で深く研究されている方をお招きして、委嘱研究員となってもらっています。それから研究員ですが、大阪市立大学や近畿大学とは違って、私ども関西大学では専属の研究員はいません。各学部の専任の教員が兼任する形で研究員を務めています。それが現在21名になっております。

## (2) 研究活動

次に研究活動ですが、基本的には各研究班の研究員と委嘱研究員の共同研究という形で進めています。研究員の任期は2年です。募集方法は、向こう2年間の研究テーマを公表して学内で募集します。積極的に手を挙げてくださる先生方がたくさんいればいいんですが、後で、問題点として触れますが、研究員の固定化という問題があります。要するに、いろいろ声をかけて入ってもらいますが、自ら積極的に手を挙げて入ってこられる人が少ないことが1つ問題点としてあります。

研究活動は、研究班の掲げた研究テーマに沿って行われるわけですが、その研究成果の報告の場として紀要が年2回発行されます。

これとは別に、研究委員会が年4回行われます。研究員が集まって運営会議を行います。それから幹事会がありますが、各研究班に一人ずつの幹事4名と室長の5名から構成されています。この幹事会は毎月行われ、人権問題研究室の活動・行事等の検討、予算案の作成、承認といった運営課題を議論して年4回の研究委員会に提出する原案を準備します。

その幹事会や研究委員会とセットで研究学習会を年8回やっております。この8回は各研究班が2回ずつ担当するわけですが、そのうちの1回は、

その研究班の研究員や委嘱研究員が報告する。もう1回は、外部から報告者を招いて研究学習会を行っています。それから、年に1回、合同合宿研究会を、大体夏休みを利用して開催しています。それ以外に研究員の出張調査、アンケート調査も予算として計上し、委嘱研究員の方が積極的にこの機会を活用して調査されています。

### (3) 研究成果の発信

次に、研究成果の発信として年4回の公開講座があります。この講座は始まってから20年以上になりますが、春に2回と秋に2回開催し、多くの方に受講いただいております。各研究班が1回ずつ担当する形で行っております。

また、人権問題研究室が提供する教養科目「新しい人権論への招待」があります。具体的には、各研究班、それぞれ1人ずつのリレー講義です。半期15週の講義で、室長が第1週目に授業の狙いを、第15週目にまとめの話をする。その間の13週を4人の研究員がリレーで講義をする形で、人権問題研究室提供の教養科目をやっております。これは始めて6年か7年ぐらになるかと思えます。それから、紀要と室報を発行しています。そして、不定期ですが、こういった形のシンポジウムを学内外に広く呼びかけて開催していますし、国際シンポジウムも何度か行っております。

## 4. 人権問題研究室がかかえる問題点とこれからの課題

### (1) 研究員の固定化

人権問題研究室として抱える問題とこれからの課題ですが、1つは研究員の固定化があります。人権問題というと、どうしても何か専門家に任せとけばいいという空気が、やはり根強くあるように思います。人権問題は、よく考えてみると非常にカバーする分野が広いわけで、例えば社会学だけが人権問題扱うわけでもなく、歴史学でも経済学でも、さまざまな学問、法律学も政治学もそうですが、さまざまな学問分野が人権とかかかわっているわけで、そういう意味で人権問題にかかわる可能性のある教員は非常に多いです。特に関西大学のような多学部からなる総合大学の場合は学際的



な研究をする、そういう条件は非常に整ってると思うんです。ところが、残念なことに、なかなか手を挙げてくださる先生がいないのが現状です。

このように、人権問題というと固い印象を受けられるのと、もう一つは、うかつなことは言えないといった、人権問題を避けようとする風潮があります。どういうことかという、私、初対面の方に会って、大学の教員だと言うと、相手は、何を教えているんですかと聞いてきます。初対面ですから、どんな話題から始めていいのかわからないので、とりあえずはどんなことを教えているのか聞いて、その答えに関する質問をしていけば会話が展開していく、弾むということで、何を教えているのか、聞かれるんです。そこで、私が部落問題ですと言うと、聞いた方は、まずいこと聞いてしまったなという顔をするんです。その後どうされるかという、部落問題にはまったく触れずに、いきなり話を変えるんです。関西大学って吹田にありましたねとか、そういうことを言われます。

どうも、差別にかかわる問題は余り口出ししないほうがいい、何かそんな空気がいまだにあるような気がするんです。どうしても人権問題は少し近寄りたくない、そういったところをなくしていく、打破していく必要があると思うんです。そういう意味で、少し間口が狭くなっているのではないかという気がします。それを広げて、いろんな方が学際的な研究をできる場を考えていく、これが1つかと思います。

## (2) 多様化する人権課題への対応

もう1つは、司会の加納さんもお指摘になりましたけども、人権問題は非常に多様化してきています。現在、今の時点で人権問題だと考えられていないことでも、今後、人権にかかわる問題だと認識されることも十分あり得るわけです。新しい人権問題も今後登場してくることを考えると、関西大学の人権問題研究室、4つの研究分野ですが、それだけで対応できるのかという問題があります。

女性問題研究班をジェンダー研究班に変えて、守備範囲を広げたことはあるんですが、例えば子どもの人権にどう対応していくのか。また、沖縄

の問題を研究していきたいという声もあつたりして、4つの研究班では小回りがきかない問題があります。そうすれば、研究班を増やせばいいではないかという話には、簡単にはならないんです。やはり予算の問題がありますので、限られた予算の中で研究活動を続けていくということであると、4つの研究班をさらに増やしていくのも現実的でないということで、今後の大きな課題だと思います。

### (3) 共同研究の難しさ

共同研究の難しさですが、関西大学の人権問題研究室は専任の研究員がいません。各学部の専任教員が兼任で務めているので、当然、学部での授業だとか、あるいは学部でのさまざまな委員会だとか行政関係の仕事だとか、そういったものを抱えながら人権問題研究室の活動をするようになるんです。人権問題研究室での研究活動に取り組もうと思うと、両方やらないといけないことになって、負担感が増すことにもなりかねないです。ただ、共同研究のよさがありますので、うまく時間を都合して、共同研究を深めていくことはできるんですが、やはり自分の所属学部での仕事を抱えたまま共同研究を進めていくことの難しさは出てきます。

### (4) 専任研究員がいない研究機関

そのことは、4番目に上げました専任研究員がいない研究機関ともつながっていくんです。しかし、関西大学にある他の研究所も専任研究員はいませんので、兼任研究員と委嘱研究員という体制でできることを考えていかなければなりません。

### (5) 学際的研究への取り組み

先ほども言いましたように、関西大学は13学部あります、非常に学部が多くなりました。それゆえに学際的な研究をする、そういう可能性が高くなりました。さまざまな先生方に入ってもらって学際的な研究を深めていくこと、その可能性があるのも、ぜひそれは追求したいと思うんですが、そのためには人権問題研究室の間口を広げて、いろんな人に来ていただける、あるいは人権問題研究室の研究員になると何ができるのか、どうい

メリットがあるのか、そういったことを広く情報発信していく、そういう必要性があるのではないかなと考えています。

#### (6) 学外研究機関との交流

それと学外の研究機関との交流です。以前、奥田さんに人権問題研究室に来ていただいたことがあって、近大と関大で研究交流できたらいいなということで、意見交換をしたのですが、そのままになっています。いろいろな可能性があるんですが、それを生かし切れていない、そういう問題があるかと思います。ですから、そういった学外の研究機関との交流も、今後、考えていきたいと思っています。

#### (7) 学内の人権関係部署との連携

ここには上げませんでしたけども、研究成果の発信と研究成果の還元という意味で、現在、人権問題研究室でやっておりますのが、障害者問題研究班を中心に、今、各大学で取り組んでいる、障害のある学生の受け入れ、支援で、関大でもそういった部局をつくって、障害のある学生の支援を行っています。そういった部署の職員の報告を受けたりだとか、他大学でそういう支援をやっている、そういう機関の所属している研究者に報告していただいたり、単に研究するだけではなくて、学内の当事者、障害のある学生の支援に研究成果をつなげていくことも、今やっているところです。

そういうことで、学内での人権保障、あるいは人権救済の取り組み、こういったことも、ぜひ人権問題研究室の研究成果を生かしていけないかと思っています。といいますのは、関西大学でいいますと、1999年にセクシュアル・ハラスメント防止委員会ができて、セクシュアル・ハラスメントの防止の体制が整えられました。相談機関、相談窓口を設けて、その被害者を救済する取り組みが2008年でしたか、セクシュアル・ハラスメントだけではなくて、広くハラスメント全般、具体的にいうと、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他のハラスメント、そういったさまざまな人権侵害に対応できるような防止体制をつくらうということで、ハラスメント防止委員会がスタートしました。

関西大学の防止規程によると、4つのハラスメントに対応することになっています。1つはセクシュアル・ハラスメントです。2つ目がアカデミック・ハラスメント。3つ目がパワー・ハラスメントで、4つ目がその他のハラスメントです。その他のハラスメントは何かというと、あらゆる人権侵害を扱うということです。私、規程をつくる時に規程作成の委員会に入っていましたので、その他のハラスメントを入れるべきだと言ったら簡単に通りました。

というのは、関西大学では、教授会ははじめ、さまざまな会議の討議資料では、必ず審議・報告事項の最後は「その他」なんです。1番の案件から始まって、最後は必ず「その他」で終わります。会議では、資料の最後に「その他」を挙げておきながら、「その他」はありませんで終わることもあります。「その他」がないなら挙げなければいいと思うんですけど、必ず「その他」があります。「その他」があって、その枝番号で1. 何とかがあって、2. 何とかがあると、また最後は必ず「その他」なんです。そんなことで、規程に「その他のハラスメント」を入れておくべきだと提案したら、それが入ったんです。

入った以上は、あらゆる人権侵害に対応するという心構えで、そういう防止体制を組まないといけないと、私、防止委員会に入っておりますので、何度も何度も強調しているわけです。そう考えると非常に画期的なことだと思います。こういう人権保障、さまざまな人たちが快適に過ごすキャンパスをつくる、これはすごく重要なことだと考えています。

話があちこち行って恐縮ですが、関西大学が抱える大きな問題として、私が考えるのは不本意入学の学生の問題だと思うんです。関大の場合は、本当は関大以外の大学に行きたかったんだけど、関大しか受からなくて関大に来たという学生が少なくありません。浪人したかったけども、家の経済状況もあって浪人できなかったので関大に来たという学生が少なくないんです。こういった学生は、どちらかという入学試験の成績が、割といい学生が多いんです。入学試験の成績が割といいんですが、やる気が起

こらない。やる気が起こらなくて、非常につまらない大学生を送る。あるいは、自分はこの大学には来るべきではなかったんだという気持ちがありますので、関大生の友だちができにくいんです。このように、勉学意欲をどんどん失っていくという学生が少なくないように感じます。

そういった学生に、関大に来てよかったと、どうしたら思ってもらえるのか。その1つの手だてが人権問題だと思うんです。人権問題に取り組む、高い人権意識を持たせる教育をやっている大学で、人権保障に取り組む、快適なキャンパスづくりに力を入れている。人権侵害に遭ったときには必ず救済してくれる、そういうシステムがある。学生が勉学や課外活動など、さまざまなものに打ち込める、そういう環境を整える。そうした大学の取り組みに気づいたとき、不本意入学の学生も関西大学に来てよかったと思ってもらえるのではないかと。

ですから、人権を売りにする、そういうことも重要ではないかということで、これもいろんな委員会でも言いますが、なかなか具体化はしません。そういった点でも、人権問題研究室は、力になりたいと思っています。

#### (8) NHK「日本人の意識調査」から

最後に、表をつけておきました。これは何かというと、NHKの放送文化研究所が5年ごとに調査を行っていますが、その結果を示したものです。この調査は日本人の意識調査ですが、最近では2013年に実施されまして、その結果は、ことしの2月にNHK出版から本として出版されています。この調査のおもしろいところは、毎回同じ質問をしていることなんです。その中で、憲法で保障されている国民の権利という質問があります。

どういう質問かというと、リストにはいろいろな事柄が並んでいますが、この中で、憲法によって、義務ではなく国民の権利として決められているのはどれだと思いますか。幾つでも上げてくださいということで、アからカまでの項目が上がっていて、憲法で、国民の権利として決められているのはどれか。幾つでもマルをつけるという設問です。1番多いのが、これは毎回同じですが、オの人間らしい暮らしをする。憲法25条の生存権です。

これにしても77%。本来ならば100%に近くなっていいかと思うんです。それが77%という数字にとどまっている。次に多いのが、税金を納める。大丈夫かなと思います。アの、思っていることを世間に発表するという表現の自由よりも高いんです。労働組合をつくるは21.7%しかなくて、道路の右側を歩くと余り変わらないんです。本当にこれで大丈夫なのか。

要するに、自分がどんな権利を持っているのか知らなければ、自分の権利を守ることなんてできません。あるいは、まわりの人たちが広くどんな権利を持っているのかを知らなければ、他人の権利を侵さないという保障もできません。ですから、これは根本中の根本なんですけども、こういった状態なんです。

何が言いたいかという、やはり効果のある人権教育を考えていかないといけない。教えるほうは非常に重要だと思って教えていても、学生に伝わっていないことが、やはり多いように思います。私もゼミの学生に、私の講義で教えたやろう言っても、忘れて、覚えてないんです。もう泣きたくなります。重要だと思っていることが、なかなか伝わらないという問題です。こういったことも、人権問題研究室として考えていきたいと思っています。

余談になりますが、私のゼミの学生で、ある真宗系の高校から来ているゼミ生がいました。そのゼミ生に、高校時代に真宗の教学だとか親鸞の話を聞いたかと言うと、もう耳にたこができるほど聞きましたと言うんです。そんなにあったのかと言うと、真宗の話はいっぱい授業があって、いっぱいやりました、めっちゃやりましたと言うから、私、他力本願ってどういう意味かと聞いたんです。言うまでもないですけど、他力本願というのは、俗に人頼みだとかと誤解されていますけども、本当の意味は、他力というのは阿弥陀さんの力で、阿弥陀さんがみんなを救済してくれる、救ってくれることを信じ切るのが他力本願の本当の意味なんです。だから、南無阿弥陀仏ですね。南無はついて行くとか依拠するという意味なので、阿弥陀仏に徹底的に依拠するというのが他力本願なんです。

この他力本願の意味を聞いたら、その学生は、人に情けをかけると返ってくるのだと言っていました。耳にたこができるほど聞いても関心がなければ覚えななんです。こういうことで、要するに人権問題が、人ごとになっているのではないかと。自分にかかわる問題、あるいはこれから自分が生きていく上でいろいろかかわってくる、そういう大事な問題だと感じられないのではないかと思います。ですから、こういった効果的な人権教育、どうあるべきかということも、人権問題研究室で議論を深めていきたいなと思っております。

#### (9) 世界人権問題研究センター「若者の共生意識調査報告書」から

もう一点、下の表1です。これは世界人権問題研究センターが大学生を対象にして行った調査ですが、こういったさまざまマイノリティを上げて、こういった人との接触経験があるかどうか大学生に聞いているんです。選択肢としては、自分自身がそうである、家族や親族にいる、親しい友人に、知人にいる、いない、わからない、無回答なんですけども。障害のある人、在日韓国・朝鮮人、日本で暮らす外国人、性的マイノリティ、被差別部落の人が上がっていますが、部落出身者が見えない存在になってきているのが、はっきりとわかります。

以前は、セクシュアル・マイノリティが見えない存在だったんです。見えない存在であるからこそ得体の知れない、あるいは変質者である、さまざまな捏造されてイメージで語られました。そういった性的マイノリティが比較的に見えるようになってきた。例えば、Eテレなんかでもセクシュアル・マイノリティが出てしゃべる番組もよくあったりします。見える存在になってきたんです。その一方で、部落出身者が見えない存在になってきているのではないかと。こういった問題も、私たち人権問題研究室の課題として考えていきたいと思っています。

雑多なことを述べましたが、人権問題研究室、さまざまな課題を抱えています。それをきちっと取り組めるように研究体制を整えながら、そして新しい人たちもどんどんと入ってもらいながら、今後も研究活動を続

けていきたいと思っております。

(質疑応答)

○北山 関西学院大学の北山です。研究班を募集される場合の、来年から2年間の研究テーマを公表して募集するというのですが、具体的に研究テーマを教えてくださいませんか。

○石元 はい、1つの研究班で3つ、4つというテーマを並べているところもあります。例えば障害者問題研究班では、障害のある学生の……。司会の加納さんが障害者問題班の幹事ですのでお願いします。

○司会 わかりました。

障害者研究班では、来年度施行されます障害者差別解消法と国連の障害者権利条約批准という動向に合わせて、障害者の権利と差別禁止についての理論的な研究、また実践的研究として、学内的には、障害のある学生の修学支援、インクルーシブ教育、さらに就労支援、キャリア教育の問題などに取り組んでいます。加えて、ユニバーサルデザイン、バリアフリーといったテーマで、理科系の教員も環境改善や支援機器の開発といったテーマで活発に研究しています。

○石元 ジェンダー研究班では、去年から学生の戦争観の聞き取り調査に取り組んでいます。来年は、学生の意識調査、特に性役割等のジェンダー問題にかかわるような意識調査を実施することを掲げています。部落問題研究班は部落史や部落問題と文学など。そういう多様なテーマを上げています。

このようにテーマはあまり狭く限定せずに設定しています。その研究テーマは教授会で披露され研究員を募集します。基本的には、専任教員全員が目を通してはいるはずですが、しかし、現実には自主的に手を挙げて入ってこられるケースは少なく、関心のある方に声をかけて、誘っているというのが現状です。

○宮本 人種・民族問題研究班の幹事を務めております宮本要太郎と申し



ます。

幹事になりたてで、研究テーマが全部頭に入ってるわけではありませんけど、メインテーマは、在日韓国・朝鮮人問題でした。それ以外にも、例えば人種、民族のマイノリティー差別の問題。それから近年は教科書問題や国際間で教科書の記述をめぐる問題など。また、ほかの研究班と交差する問題としての貧困問題、特に、各国における貧困の問題についての国際比較研究にも取り組んでおります。そういう意味で、非常に幅広い研究テーマを抱えております。

- 司会 さまざまに重なり合っている複合差別的な問題が多々あるということがお分かりいただけたと思います。今後は班を超えた共同研究も重要な課題になってくると思います。

## Ⅱ. 第2報告 奥田均氏（近畿大学）

では、近畿大学人権問題研究所から奥田さんをお迎えしています。よろしく申し上げます。

### 1. 私と関西大学

- 奥田 近畿大学人権問題研究所の奥田です。

関西大学は私の母校でありまして、目の前に、私が所属しておりました文学部教育学科の田中先生がおられます。恩師であります。私は、学生時代に部落解放研究会に入っておりまして、ほとんど授業に出ておりませんでしたので、私にとっては恩師ではありますが、「君に教えたことはない」と思われ



奥田 均氏

ているかも知りません。そんな意味で、少し感慨深く、きょうのお招きに預かった次第でございます。

関西大学の人権問題研究所が30年ですが、実は、私の専門であります部落問題でいいますと、内閣府同和对策審議会答申が出されて、ことしで50年になります。人権というのは、何となく全体が上がってくるのではなくて、必ず具体的な課題で突破口を切り開きながら、いわば道を切り開いていく。戦後の憲法のもとで、最初に人権の道を切り開いていったのが部落問題ではないかと思うわけでありまして、それが、憲法制定約20年近くかかって、戦後の人権の教育、啓発、研究、さまざまな第一歩、これが同和对策審議会答申として50年前に出ました。それを踏まえて、1969年に同和对策事業特別措置法ができて、被差別部落の子どもたちに対する奨学金制度が整備をされていきます。大阪ではナニワ育英会の奨学金が、その前からございましたが、全国的に、部落の子どもたちに高校・大学への進学に対する奨学金が支給され始めるのが1969年です。

そんな状況の中で、今まで被差別部落の子どもにとっては、大学は夢のまた夢といえますか、村に大学生なんか大体おらんぞというのが当たり前だったのが、部落出身の大学生が出始めるのが1970年代の初めぐらいです。後で古久保さんから大阪市立大学の報告をしていただきますが、その最先頭で、かつて部落解放人権研究所の理事もされておりました大賀正行さんが大阪市立大学に入ったりしている。これが、1960年代の末ぐらいの時期だったと思います。

そうして1970年代の初めに、部落出身学生が大学に入り出したときに、大学の中で、ある意味放置されていたとか、当たり前のようにされていたさまざまな差別の実態が、問題だと告発されてくる、あるいは発信されてくる、そういう発信に対して、リバウンドとか、お前ら何を言ってるんだということで、逆にまた差別も過激になってくる。各地でそんな落書きが起こったり、当たり前のごとくなされてたやり取りや発言が差別発言だと指摘をされた。そういう指摘をする主体としての部落出身学生

が部落研や解放研という組織をつくっていく。これが、大体1970年前後でありまして、きょうは3大学であります、大阪のキリスト教短期大学とか、さまざまな先進的な大学、あるいは大阪の当時の学芸大学、そのあたりで取り組みが始まるのが、70年代前半という時期であったと思います。

レジメに書きましたが、私が関西大学に入学をしたのは、ちょうど戦後の民主主義が部落問題という形をとって、それが同和対策事業になり、奨学金制度を作り、部落出身学生が大学に入り出した、ちょうど機を一にして、私もこの関西大学に入学をしてきたことになります。関西大学には1974年に入学をいたしまして、部落解放論、谷口修太郎先生、デー・ルームという大きな部屋があったんですが、そこの第1期生であります。「三項目要求」という関大の運動が具体化した1年目の学生でありまして、そうして解放研というサークルで活動しているさなかに、部落地名総鑑の差別事件が起こったわけであります。

私のレジメは、1976年部落地名総鑑事件の発覚とありますが、先ほど石元さんからありましたように、新聞で公表になったのは翌年4月でありました。法務省の内偵が入った。どうも関西大学は部落地名総鑑を買ってるらしいという、これは当時の就職課の予算で買ってあったわけですが、それがどうもあるらしいということが、法務局調査で明らかになったのが1976年です。

大変なことになりまして、私たちの学費で地名総鑑が買われていた。全学休講措置で、東体育館がいっぱいになる、数千人の学生で、当時の法学部の中義勝先生が、説明会という形で経過を説明し、その司会進行をされたのが初代の部落問題研究室の室長であった教育学科の鈴木祥蔵先生でございました。その後解放同盟の糾弾会で、当時の関大の理事長、久井理事長という全国の私学では大変著名な方がおられましたが、久井理事長が公の場で謝罪をする。理事長になんか普段は会えるはずもないと思っていた、理事長ってこういう人やったんかという、そういう騒然とした中で、大学生活を過ごしたわけです。

ちなみに、今、関大の話ばかりしたんですが、現在の学長、楠見先生は

当時工学部におられて、「三項目要求」、「部落地名総鑑」、の時期の方であります。当時の部落解放研究会の部長が細田といまして、彼と同じゼミやった方が、今学長さんになっておられる、そんな奇縁でございます。

なぜ、こんな私の個人的な関大とのかかわりのお話をしたかと申しますと、同じようなことが、当時近畿大学でも起こっていたんです。たまたま関大だけ差別事件が起こり、たまたま関大だけ講座が始まった、研究室ができたということではなくて、先ほど言いましたように、部落出身学生がどっと大学に入ってくるなかで、大学の差別体質が、当時真正面から問われ始めた。それは近畿大学でも同じでありました。今、私はそこに教員という立場であります。学生という立場では関大にりましたが、この大阪の地で、同時進行で同じようなことが起こっていたということです。

## 2. 近畿大学の取り組み経過

1973年、近畿大学でも落書きを除きまして、2件の大きな事件が起こりました。1つは、教授による差別発言事件。学外で起こった事件です。もう一つは、学生課長、事務職員による差別発言事件。2つの事件を契機にして、解放同盟の確認会、糾弾会を受けていく中で、1974年に、近畿大学で「同和教育の推進について」という基本文書が出されます。関大では、三項目要求が具体化された初年度に当たるときに、同じように始まりました。

1974年5月に同和教育推進委員会が設立されます。同和教育推進委員会が、今日の人権委員会のスタートです。7月には各学部の有志教員が集まり「同和教育研究会」という研究会が設立されます。今、私が所属しています人権問題研究所のスタートになります。10月からは教職課程の必修科目として、「同和教育の研究」が半年2単位で開講されてくる。

こんな歩みの中で、1975年、一般教育課程、「同和問題論」が通年4単位で開講されていくことになります。近畿大学も部落地名総鑑を購入していたわけでありまして。関西大学、近畿大学が購入していた部落地名総鑑は第4の地名総鑑、大阪の被差別部落の所在地リスト、大阪の日本共産党の

幹部リスト、左翼教員リストがセットになった本でありまして、近畿大学も購入をしておったわけです。

この事件に対する反省が大きな弾みになりまして、1979年、「同和教育研究会」という、教職員を中心とした研究会が部落問題の研究室に発展改組されていきます。1983年には、近畿大学「人権宣言」が、学生、教員、大学合同で練られた文章が出されました。1985年には同和教育推進委員会、1974年5月の同和教育推進委員会が人権教育推進委員会へ改組され、現在の人権委員会へとさらに改組されていったわけでありまして。部落問題研究室、同和教育研究会から発展改組された部落問題研究室は、1986年に人権問題研究所という独立機関にさらに発展改組され、今日に至っております。関西大学の、先ほど石元先生のご報告と表裏一体といえますか、ちょうど1年ぐらいおくれて近畿大学での取り組みが、このような経過をたどって今日に至っております。

### 3. 近畿大学の現状

#### (1) 学内体制

現在、学内には、人権問題を推進する人権委員会が設置をされておりまして、そのトップ、委員長は副学長が担当をしております。各学部から事務部門の職員、そして各教授会から教員が委員として参画をしております。人権問題研究所も、もちろん構成団体の一員として参加をしております。各学部にも、実は学部人権委員会がありまして、教職員に対する研修など独自の取り組みを展開しております。全学の人権委員会は春と秋と12月の人権週間に、約1週間のプログラムを組みまして、全学の学生、あるいは教職員を対象にした人権の講演会、ビデオ上映会を開催しています。人権委員会と関連した組織としては、ハラスメント対策全学委員会、障がい学生支援委員会が設けられております。

#### (2) 基本方針

人権の取り組みに対する文書といえますか、基本な方針は、経過で取り

上げました、近畿大学人権宣言がベースになっておりまして、後に近畿大学人権教育基本方針が策定され、さらに国連人権教育の10年に合わせまして、少しおくれて、近畿大学人権教育のための国連10年行動計画を、2001年から2010年に設定をいたしました。積み残し課題もまだあるということで、これを継続しながら今日まで至っております。

### (3) 教育

教育のほう、講座の関係では、共通教育教養科目、全学部、「人権と社会1」「人権と社会2」があります。もともと「人権論」という通年4単位がありました。が、セメスター制度の導入に伴いまして2単位になり、人権に関する講座が2単位に縮小されるのは何としても避けたいということで、「人権と社会1」「人権と社会2」という2種類の講座に、このとき分割をして、通年4単位を確保しました。法学部には、「人権法A」「人権法B」という専門の講座科目が開催をされております。

### (4) 研究機関

研究機関として、人権問題研究所がございます。人権問題研究所と人権委員会の事務部門として人権事務室がございます。きょうも、人権事務室からお二人に参加をさせていただいておりますが、人権事務室、人権問題研究所、人権委員会が3点セットで取り組みの基幹組織となっております。専任の研究員は、私を含めて3名、兼任研究員が1名、講座等は客員教授が1名と、各分野にかかわって非常勤の先生方の応援をいただいくという形で、全学部の人権の講座をカバーしております。医学部だけは、カリキュラムの関係がありますので、集中講座という形で確保しています。

## 4. 人権問題研究所について

まだまだ関西大学人権問題研究室のような活発な活動ができていませんが、人権委員会主催の3回の学内でのオープン講演会、人権講演会とビデオ上映会の企画。どんな内容にしたらいいだろうか、テーマをどうするかなど、企画を事務室、研究所が担っております。人権問題研究所紀要を、

年1回発行しております。

### (1) 人権意識調査

近畿大学の特色として、学生を対象にした人権意識調査を2009年度から毎年実施しております。いろいろ議論がありまして、どんな人権意識調査をしたらいいのかということでありましたが、総花的なことをやってもなかなか深まらない。それと教員自身がだんだん年を重ねてきまして、18歳という入学年齢の若い人の人権意識が、実はつかめなくなり出していたわけであります。時代の変化といいますか、悪いほうへも、そして人権の取り組みのいいほうへも、急ピッチで時代が変化をしております、18歳ぐらいの人たちがどんな教育を受けてきて、何を考えどう捉えているのか、今後の、特に講座や人権講演会の企画、あるいは研究テーマにも、いろいろデータから学びたいということで、2009年から始めました。

総花的ではなく、講座を担当している専門領域を持っている先生方が中心になりながら1回1テーマで、最初は部落問題、翌年はジェンダーの問題、2011年はハンセン病問題とHIV、いわゆる感染症と差別の問題。2012年はハラスメント、2013年は障害者問題、2014年は在日外国人問題、そして一巡する形で、経年変化も見たいということで、今年度は部落問題でっております。また、報告書を毎年発行しております。

調査をすると、本当に驚くことがいろいろあります。例えば、昨年あった在日外国人問題ではヘイトスピーチの問題を取り上げたわけですが、ヘイトスピーチを知らない学生が過半数というか、7割ぐらいおったんじゃないですか、驚きました。私たちにとっては、ヘイトスピーチは人権侵害の最たるものだと思っていたのが、案外高校までの教育で取り上げられていなかったり、新聞を読んでいなかったり、ニュースに余り接してなかったり、随分落差がございました。

部落問題は現在編集中ですが、2009年から比べますと、この6年間で、大学入学までに部落問題の学習経験のある学生が激減しております。同和問題、部落問題について学習を受けたことがない学生は、2009年、29%で

あったのが今回の調査では42.7%、4割以上が大学に入ってくるまで同和問題、部落問題の学習を受けたことがない、こんな実態が出てきました。

全国から学生が来ますから、九州、四国、中国、東海、近畿、1,200名ぐらいの学生を対象にした10学部、全学部の調査でありますので、ブロック別に見ますと、特にこの間、教育反動が進んだ広島の影響でしょうか、中国地方の学生が部落問題を知らない。関東地方と中国地方が双璧となって、高校までで部落問題を勉強してきていないということが出てまいりました。

これまでは、関西はほぼ部落問題は勉強して大学に入ってくる。そして東海、関東に行けばしんどい、東北に行けばほとんど知らんという状況でありましたが、中国地方が、今、関東と同じぐらいのレベルになってきている。実にストレートに、教育現場、教育実態が反映されてきて、知らん学生がこれだけいるということも含めて、講義の中身をまた作り直していこうと、そんな循環の取り組みに生かしております。

## (2) 課題

課題は山積しておりますが、取り上げれば取り上げるほど、自分の首を締めるようなことになってきてジレンマです。1つは、正直に言うと、近畿大学の人権問題研究所は、研究所としての研究活動がなかなかできていないのです。研究所の専任研究員3人がサボってるとか勉強していないということではなくて、外の研究機関にかかわっている先生方が多くて、近畿大学の人権問題研究所として何か統一テーマを決めて、専任研究員と講座担当者が力を合わせて、その研究活動を2年計画、3年計画、あるいは科研費をとって研究していくという関係になくて、一人親方が3人寄ってるみたいな、そういう感じの研究所になってしまっている。これは大きな反省点でございます。何とか外仕事も忙しいけれども立脚点である近畿大学人権問題研究所の研究成果をつくり出していかねばならないと認識しているところでございます。

2つ目は、関西大学、大阪市立大学もそうですが、総合大学でございま



して、医学部、理工学部、農学部も含めて、学内には豊富な人的資源がございます。人権の取り組みも随分発展をしました。今まで人権なんてかわりがないと思っていた学部も、非常に深いかかわりがある。医学部でしたらハンセン病の問題、あるいはHIVの問題。薬学部でしたら薬害エイズの問題があります。もちろん文芸学部や総合社会学部、経済学部でも、国際的な経済活動に人権を抜きには語れない。その中心に法学部がございまして、憲法論の先生がおられるわけです。総合大学としての強みをなかなか人権問題研究所に引きつけ切れていないのです。1番目の研究所としての研究活動が展開し切れていないのと表裏一体の課題ではないかと思えます。

つまり、人権の研究をされてる先生方は多くいますが、人権問題研究所になかなかうまくつながってこなくて、「人権のこと」なら、自分たちの学部でやるよりも、研究所に丸投げする、お任せしてよしとする、みたいなところが結構ございます。どの学部にはめても、人権はすそ野が広くてはまり切らないということで、全学全部にかかわる。全学部にかかわるんだったら、横串を差すような組織として人権問題の独立した研究所があったらいいじゃないかということで、発展的成果として学部から独立した横断的研究所ができたんです。しかし、でき上がってしばらくたつと、人権はあの研究所に任せといたらいいんだと、人権研究所の専任事項みたいにされていく、今度はプラスだった側面がマイナスの影響をあらわし出すことも実際出てきているわけでありまして。

別に近畿大学に限らず行政でもそうでして、昔、部落問題といえば、大市民生局の仕事だったんです。福祉の仕事だった。それが教育委員会にもかかわる、土木にもかかわる、住宅にもかかわるということで、同和対策室とか人権局が庁内横断的にできた。今、どの市町村にも人権室とか人権推進課がある。そうすると、今度は、福祉も教育も土木も民生も、人権は人権推進課に任せたらいいという「矮小化」みたいなことが行政機関でも起こっております。大学のなかでも、やっぱり同じような傾向が、「広がったけれども縮まっている」矛盾したなかに研究所が位置づいているのではな

いか。総合大学の利点として、これを何とか克服したいと思っております。

今、近畿大学は、壮大な工事現場のような状態でありまして、とにかくすごいです。フェンスがあって、トラックが走ってて。私らも、一体あとどうなるのかよくわからんという状況がございます。その1つに、図書館を全く新しい形の図書館に立て直そうということで、従来の総合図書館は残りますが、図書館に総合機能といいますか、テーマごとに学際的な各学部の先生方が集まってきてその図書を配置いたしまして、グループ教室みたいな図書空間を10カ所ぐらいつくって、図書館をハブのようなキーコンセプトに学際的な研究を始めていこうという、多分大学でも珍しい図書館の建設が進んでいます。図書館がいろいろ知恵を出してきた発想と、今、私が述べた学部横断的な人権の研究が、うまくかみ合っていけるようにと、大きな関心を寄せております。

3つ目は、若手の研究者をどう育てていくのか。学生の人権に対する意識、人権を研究していこうという学生、若手研究者をどう育成していくのか大きな課題です。

あとは、学外研究機関との交流促進で、以前、関西大学の石元先生にご案内いただいたり、大阪市立大学にも訪問して古久保先生にご案内いただいたり、あちこちの大学に行って、「よそはどうしてるのかな」、「どんな部屋ですか」と、いろいろ見せてもらって、横断的な取り組み、たとえば人権の意識調査を毎年するときも、別に近畿大学だけでする必要はないわけでありまして、よその大学も一緒にできませんかということで、大阪教育大学と一緒にしようと呼びかけました。なかなかそれにかかり切るエネルギーがなく現在に至っております。他大学研究機関との交流、あるいは学外の研究機関との共同研究、このようなことを通じて、逆に近畿大学人権問題研究所も鍛えられていく、井の中のかわずではなくて、学外の取り組みと連動させていく、そんなことが迫られているのだらうと思います。課題は、ブーメランのごとく私に……来ますので、いつまでにしますということだけは言明せずに、課題の提案で、私からの報告は閉じたいと思います。

(質疑応答)

○司会 近畿大学でも附置機関として、学内での横串とおっしゃられましたが、研究所ができたことによって連携の機能を発揮するところが、逆に「専門ごとのタコ壺化&丸投げ現象」が起こってくるパラドクス状態の悩みもご披露いただきました。では、フロアのみなさん、質問をお願いします。

○寺内 京都の仏教大学の人権教育センターの寺内と申します。

少し細かい話になりますが、私どもも人権の講演会をさせていただいて、振替授業措置で出席を促すのですがなかなか受講生が集まらない。ビデオ上映会をと考えていますが、近畿大学さんのビデオ上映会のスパン、例えば春、秋とか、あるいは毎週だとか、また参加数的な問題についてもご教示ください。

○奥田 春と秋と人権週間に、1週間、5日間のプログラムのなかに講演会とビデオ上映会が入っています。年々にテーマが異なりますが、学外の専門家などゲストスピーカーによる講演が3本、あとビデオの上映を入れております。加えてノーベンバーホールを主会場にして、その周辺に人権に関するパネル展示をし多くの学生に接してもらおうと思っております。

その1週間の講座の、受講生の動員策として人権の講座の時間にうまく合わせて、その受講生たち、同じ時間帯の他の学部にも受講生がいますから、まずは人権関係講座の受講生を核にして、全学生向けのオープン講座を企画し教員、事務職員の方にも参加を求めています。チラシ、ビラをつくって広報するような形になっております。

ビデオの上映は、人数の多寡は関係ないですが、というか余り気を使わないで済みますが、外から講師を招へいするときは余り少ないともったいたないし、失礼になるということで、人権講座の時間帯に3人の方をセットしています。ですから、ビデオ上映会が不定期にあるのではなく

て、人権の講演会とセットの形で、年3回のプログラムの一環を構成していると御理解ください。

○司会 ちなみに関大の人権講座のスタイルも、集客の工夫として、ホストになる教員が、自分の授業時間を一コマ提供する形をとっています。例えば、私の「社会福祉概論」にセットしますと受講生たちに加えて教職員の人権研修の機会となります。もちろん、公開講座ですからホームページにアップして学外からの参加も募ります。ゴールデンアワー（2.3.4時間目）ですと200～300人規模の受講、1限・5限だと100～200人程度です。

それでは、怒涛の70年代をライブで経験された奥田さんに続いて少し若返りしまして、次世代研究者の古久保さん、よろしくお願いします。

### Ⅲ. 第3報告 古久保さくら氏（大阪市立大学）

#### 1. 自己紹介

○古久保 大阪市立大学人権問題研究センターの古久保と申します。

今、ご紹介いただいたときにも、ちょっと若いと言っていたら、私、実は、大分若いんじゃないとひそかに思ってたんですが、お話を聞いていると、やっぱりちょっとしか若くないなとしみじみと思って、聞いておりました（笑）。



古久保さくら氏

私自身は、2000年10月に、同和問題研究室から人権問題研究センターに改組されて以降に着任しております。また、出身地が東京で、

東京の小・中・高を卒業して、大学進学とともに関西に移住してきて、それ以来ほとんど関西に住んでいるという個人史をもっています。もともと部落問題の教育をほとんど受けていない状態で入職しています。ですから、きょうお話しすることも、実はアンチョコを使わせていただこうと思っています。こういうこともあろうかと、先代所長の野口道彦先生が、資料集（人権問題ハンドブック 部落問題編）をつくっておりますので、前半の部分はこれをもとにお話しします。後半の2000年以降は、私自身が経験したことをお話しできますが、どういうふうにも人権問題研究センターに再編されていったのかについて私の話で不十分だという場合は、センターが出しております資料集を頒布しますので、請求していただければと思います。ついでに言えば、私、2015年4月、ことしになってセンター所長に就任したばかりのほやほやのセンター所長でございまして、ご理解の程よろしくお願ひします。

## 2. 大阪市立大学人権問題研究センター設立の経緯

まずは、人権問題研究センターの開設の経緯です。先ほど石元先生と奥田先生のお話を聞いていて、大阪市立大学は、この部落の社会問題化に関して本当に早かったんだと改めて感じたのですが、1961年に、家政学部的女子学生に向けて差別文書をばらまかれるという事件が起こりました。もちろんこれは初めての問題化であって、前にもあったのかもしれませんが、「これはおかしい、部落差別の問題だ」ということで学内的に問題化できた初めての事案でした。

この背景として1960年に既に大阪市立大学部落問題研究会という学生組織がつくられていたことが非常に大きいです。先ほど名前が挙がりましたが、大賀正行先生が部落問題研究会をつくられて、「やはりこれはおかしいんじゃないか」と、差別事件の問題化がおこったことから、人権問題研究センター創設につながっていく最初の契機があります。

1961年に問題化されるなかで、大学の評議会に専門委員会として同和問

題委員会が設置されます。この問題を大学としてどう対応するかというなかで、12月に原田伴彦先生が「部落問題の基本点」という講演をしており、これが大阪市立大学における部落問題についての最初の講演会というふうに歴史上は残っております。1963年には、啓発パンフレット「部落問題について」を全教職員、学生に配布する対応をしました。また、学生からの突き上げもありまして、1968年に、部落問題に関する講義が開講されます。このときの講義名が、何度聞いても納得がいまひとつつかないのですが、「社会計画論(1)」という講義名での授業が展開されるようになっていきました。

ところが、こういう授業が展開されるようになっていきながら、次の年には、商学部の助教授と文学部の助教授によって、差別発言事件が起きました。ここで、やはり「社会計画論」ではなくて、「部落問題論」という授業をきっちりとしなくてはいけないと、こういう認識に至りまして「部落問題論」という授業が、ここから改めて開講されていくことになります。

同時に、大阪市立大学では「公害問題論」という授業も開講されています。つまり公害が起こってくる時代に、これを「社会の問題」として考えようという講義がなされていきます。また「同和教育論」も開講され、これは関大も近大も同じでしたけれど、教職科目として必修に位置づけられました。

1971年に、学内の部落問題研究機関として、「同和问题研究会」が発足します。ここでは教養部から2名、これは同和问题担当教員ですが、これにプラスして、工学部から2名、商・経・法・文・家政の各部から1名、経済研究所から1名の計10名が研究員に委嘱される体制で、研究会主任が文学部の山本登先生という体制でスタートを切ります。この同和问题研究会が、1973年に同和问题研究室に改組されて、12名体制になり、初代室長は経済学部の原田伴彦先生という記録が残っております。

同時に、学内的には、1974年に外国人学生問題調査委員会、これは後の外国人学生問題委員会になっていきますが、この委員会が立ち上がり、在

日韓国・朝鮮籍の学生さんの教育権の問題などについて取り組むようになっていきます。また同じ年には、障害者問題委員会も設置されました。1975年に「障害者問題論」「民族問題論」「朝鮮語」が開講されるに至ります。この「民族問題論」にしても「障害者問題論」にしても、学生からの突き上げによって、(突き上げと表現しますか、要望と表現しますかは微妙ですが、)学生からの問題意識の開示と要求によって、こういう各人権関連科目が立ち上がっていきました。

「障害者問題論」については、当初は、研究者がいわば上から目線の授業をやっていたわけですが、すぐに「青い芝の会」の人たちがやってきて、「それじゃあ、おかしいんじゃないか」ということで、「当事者の視点を入れろ」「当事者抜きの授業をやるな」と講義にやってきて、学籍のない障害者の皆さんが1番前に陣取って、「現状の講義でいいのか」という抗議の声に鍛えられて講義をしていった経緯があります。

私が現在担当しておりますのは「ジェンダーと現代社会1、2」という科目ですが、この前身である「婦人問題論」に関しては、婦人問題委員会が1980年に設置されております。1979年に、女性に対する差別落書き、荊冠旗を女性の性器に見立てた落書きが学内で発見されます。この時、部落問題研究会は「これは非常に差別的なんじゃないか」ということで問題にしようとしていきます。1979年という段階では、まだ女子学生が女子学生だけで組織をつくって、特に性の問題、セクシャリティに関係している問題に対して声を上げていくことができにくかったんですが、部落問題研究会と共闘するなかで、「これはおかしい」「女性に対して、性的に蹂躪しようとする文化が大学に蔓延してるのではないか」ということで、「婦人問題論」の授業を開くべきでだという要求が出てきたわけです。

1982年に、「婦人問題論」がようやく開講されることになり、いわゆる4問題と言われる人権関連科目が出そろったという時期でした。

ちなみに、1992年に「朝鮮語」が正規外国語科目として単位化したという記録が残っておりまして、ここが今回調べ切れてないのですけれど、そ

れまでは「朝鮮語」が開講されながらも、卒業単位にならず、学習機会の提供にとどまっていた長い期間を経て、ようやく1992年に単位化したということだと思われます。

1995年、大阪市立大学は教養教育を改組していき、 Semester制をとるようになります。この段階で、部落問題に関する講義は、「現代の部落問題」2単位、「都市社会と差別」2単位、「部落問題のフロンティア」2単位、「部落差別の成立と展開」2単位、「部落産業論」2単位、「大阪の部落産業」2単位、とこういう科目がございました。教養の先生が担当するだけでなく、「部落産業論」と「大阪の部落産業」に関しては、実は商学部管轄で、商学部提供の科目となっていました。

1999年にこの4問題の各委員会が学内で統一されまして、人権問題委員会と改組されます。先ほどのお話にもありましたが、さまざまな人権問題が起こってくる状況の中で、4つだけに限るのではなく、もっと広く、さまざまな問題に対応できるようにということで、人権問題委員会という学内組織に改組されていったわけです。

これを踏まえて、より多くの人権問題に対応できるような研究組織になるべきだということで、2000年に女性問題、ジェンダー論の教員である私を採用することをしながら、同和問題研究室は改組され、人権問題研究センターが発足することになります。専任教員体制としては、部落問題を専門にやっておられる先生2名とジェンダー論の私の3名体制になっていきました。

近畿大学に比べると随分遅いなど改めて思いましたが、2001年11月に「大阪市立大学人権宣言2001」が発表されて、人権を尊重する大学を内外に改めて明言する形になりました。

次に、人権問題研究センターと同和問題研究室の組織と活動はどう違うのかということ、少しご説明したいと思います。同和問題研究室の組織は専任2人。教養教育担当の教員が2人と兼任研究員が約10名体制で運営されており、歴代の室長は原田伴彦先生、上田一雄先生、山本登先生、村



越末男先生、野口道彦先生と、こういう5代にわたります。学内における同和問題を中心とした意識調査をよく行っており、そして学内人権問題事象への対応について協力をしていったということです。差別問題が起きてきたらどういうふうに対応するのか、こういうことの提言などをやってこられました。

また、被差別部落住民の社会・経済的地位や被差別部落コミュニティについて、数多くの量的・質的調査事業を行い、同和地区におけるさまざまな実態調査や意識調査を実施しました。また、マイノリティ問題をはじめとする人権問題に関する市民意識調査の実施、さらに同和問題関連調査報告書を初めとする資料収集を行っておりました。戦後のこの分野において、同和問題・部落問題に関する調査資料のコレクションとしては、日本トップクラスのものを人権問題研究センターは持っております。

### 3. 人権問題研究センターの体制

こういう状態だったものが、人権問題研究センターになって15年間にどう変わったのかですが、組織としては、専任研究員が、現在、1名になっております。人事枠としては2名と理解しておりますが、なぜ3名から2名に減ったのかといいますと、2000年代の後半から大阪市立大学は、大阪市の財政逼迫に伴って教員の20%削減を貫徹しました。それでよく教育が回ったなど今でも思いますが、その結果、人権問題研究センターの専任研究員は3名体制だったものは2名までは削減しなくちゃいけないことになりました。

ところが、その一方で、2003年度から人権問題研究センターの専任3名は社会人大学院の創造都市研究科という、梅田で夜やっている大学院にも専任として参加することになりました。ですから当時、2003年段階で、人権問題研究センターの専任教員3名は、人権問題研究センターの専任でありながら、創造都市研究科の専任でもあるという位置づけになったのです。専任2つやったら2倍お給料くれるのかと思いましたが、当然もらえませ

んでした、という不思議な状態になってしまいました。

そののち、専任一人が自己都合退職されたんですけれど、そのときに専任研究員は2人になってしまって、その後、野口道彦先生が定年退職されたんです。そうすると、もともと3名枠だったものが2名であれば20%削減は達成済みとなり、野口先生の後任人事を起こせるはずのところ、私どもが創造都市研究科の専任でもあったがために、創造都市研究科の20%削減がまだ終わってないから、新しい人事を起こすことはまかり通らんと大学当局から言われました。この段階で、二つの組織の専任を二重にやることの無理が露呈したわけですが、そういう矛盾した状況にセンター専任は追い込まれていきます。

現在でも、この専任枠を補充することができていなくて、その交渉を全学的にやっているという、非常に生臭い状況です。専任研究員1名、つまり私一人で、2名の人事枠をカバーする。そんなことでは当然業務を回すことができないので、「こうなった責任は野口先生にもあるんですから勝手ににおやめにしないでください」ということで、先々代のセンター所長の野口先生には現在も特別研究員として働いていただいておりますし、先代のセンター所長である島和博先生にも、「こうなった責任は島先生にもあるんですから」ということで、特任研究員としてお残りいただいている。それから、特任教員として、齋藤直子先生をお招きして、今、専任として人権問題研究センターを動かす研究員は4名になっております。

それから、兼任研究員が15名おります。全学部からの選出を原則としておりますが、現在は、創造都市研究科から私以外に、さらに2名来ていただいていますし、文学研究科からは3名来ていただいております。全学部からぜひ人権問題研究センターの兼任研究員になっていただきたいということで御推薦いただくことになっているんですが、現状は、工学部からの研究員は不在という状況です。

さて、若手の育成という話が先ほどありました。研究を進める上で、科研費などをとって一緒に研究していくことでセンターに協力していただく

若手の研究者を特別研究員として、無給ですが、6名ほど来ていただいている状況です。

事務管轄は、本部の事務職員が2名とセンター常駐事務補助員が1名という形でやっております、本部の事務職員2名は、センターの業務だけを担当しているわけではないので、事務のメインはセンター常駐事務補助員がやったださっているということになります。

#### 4. 人権問題研究センターの活動

活動としては、現在では3本柱でやっております。

##### (1) 研究活動

1つは研究です。現実には、創造都市研究科という大学院との兼任なので、この研究がこの12年間、特に最近の5年間は、組織だってできにくくなっていましたが、やっぱりそれではまずいんじゃないか、新しい人事を起こすためにも、歴史ある部落問題の研究を継続・発展させていかなくてはならないんじゃないかということで、現在、大阪の旧同和地区12地区の資料収集・保存と、それを活用しての研究という科研費の基盤研究(B)を取って、実態調査研究を野口道彦先生を代表者として共同研究に取り組んでおります。これは、専任研究員と特任研究員、特任教員の4名、それから兼任研究員からも1名、近畿大学の熊本理抄先生にも協力いただいて、チームをつくってやっているところです。

それから、研究発表の場としては、「人権問題研究」という紀要を年に1回発行しています。また、研究成果の一部を「人権問題研究ワーキングペーパー」という形でWEB上に発表することになっているんですが、地名の問題をどうするのかであるとか、地図の問題をどうするのかという「明示の問題」で、公開しているのか悪いのか、議論がずっと続いている状況にもなっております。

研究に関しては、さまざまな人権問題が新しく生じてくることもありまして、研究者たち自身も学びを続けていかななくてはいけないことというこ

とで、学内、学外の研究者をお招きして、さまざまなテーマで、「サロン de 人権」という公開研究会を開催しております。これは、市民の方にも公開していますが、第3水曜日の午後という非常に中途半端な時間でやってもこともありまして、余り外部からの参加者はありません。むしろセンターの兼任研究員や専任研究員の学びの場として、専門分野の異なる研究者が自由にディスカッションすることにより、思考を深める場になっています。

また、長期休暇中には人権問題に関する現地調査を行っています。人権問題研究センターの研究員が、一緒に、一緒といっても、皆さんお忙しく予定が合いませんので、6・7名ぐらいしか行けませんが、2015年夏は、「沖縄における基地建設反対住民運動と人権」というテーマで、現地の方にもコーディネートをお願いして、行きました。2015年春には「韓国における女性運動の現状と課題」というテーマでソウルまで出かけ、2014年春には「中国帰国者との共生をめぐる実践と課題」というテーマで広島市の基町アパートを調査する、こういう活動を行っています。

また、国外の大学との学術交流も始めまして、今、2つの大学との学術交流を提携しております。専任が1人、特任3人の体制でこんなに回るわけがないというのは、すぐにおわかりのことと思います。今、力を入れてやっているのは、韓国済州大学の在日済州人センターとの学術交流提携で、1年に1回相互に訪問して、シンポジウムやセミナーをしています。

## (2) 教育活動

2つ目の柱としては、人権教育があります。当初は各学部が人権教育の科目を共通教育に提供するという形で始めました。ところが、例えば生活科学部の堀智晴先生が引退されると、その後を担う方を充足することができないといった状況になっています。これも「20%削減の問題」があるのですが、ただ人権教育に関しては、今のところ大学全体として重要だという認識がありますので、非常勤で続けることになります。ところが、非常勤講師としてどなたをお招きしたらいいのかがよくわからないということ

で、人権問題研究センターに何とかしてくださいとなり、現在では私どもが対応しています。

先ほどあった、商学部担当だった「部落産業論」とか「大阪の部落産業」の授業も、商学部でご担当して下さっていた先生が引退されるときに、後のことは人権問題研究センターに任せたいということで、現状では、センターが人権関連科目のほとんどの科目をコントロールすることになっております。今、ほかの学部で担当されているのは、「エスニック・スタディー入門編」「応用編」「演習」、これが経済学部の朴一先生が担当で、経済学部提供になっていますが、それ以外のものは、全て人権問題研究センターの管轄になりました。

この人権関連科目は、お手元の資料を見ていただきますとわかりますが、「人間と社会」という科目群の、「社会と人権」という枠組みの中で提供しているものです。これを見ていただくと、大変多くの科目提供がなされています。年間計16科目、さまざまな人間関連科目を提供していますが、現状では専任が1人、特任が3名という状態でありますので、非常勤科目が非常に多い状態です。今のところ非常勤が多すぎるということについてクレームが来るという状況にはなっていません。と申しますのも、この人権関連科目の中で、ジェンダーと部落問題と障害者問題と民族問題の関係科目は、教職課程の選択必修として2単位どれかを選んでくださいという形で文科省に届け出ておりますので、教職課程の縛りがあるということで削減の議論にはなっておりません。この科目を金曜日の午前中に集中開講しておりますので、多くの学生が受講できるように工夫しています。

一連の人権問題に関する実態調査は、近大のように毎年できているわけではありませんで、1番新しいものが2008年調査で、来年にはやらなあかんと思っていますが、2008年調査では、学部入学者の78%が何かしらの人権関連科目を受講している結果が出ており、そしてまたこの人権関連科目を受講していることと、もう一つ、入学式直後に人権問題ガイダンスをおこなっていることが、大阪市立大学が人権問題に熱心な大学だと学生に思

わしめる、2つの要因になっているだろうと思います。

そういう意味でも、「人権を尊重する大阪市立大学」という看板を外すつもりがないのであれば、人権教育はずっとやっていかないといけないと強く主張しているところです。

ちなみに、教職課程の人権教育としては、初めに「同和教育論」として始まったものが、今は、「人権・進路指導の研究」という形になっております。

それから、社会啓発教育に関しては、先ほどもお話したように「サロnde人権」を市民公開しています。でも、「サロnde人権」は、かなり専門的な話を研究者同士で議論する場に今はなってしまうので、もう少し市民の方とディスカッションできる場が欲しいということで、「シネマde人権」という映画を見て、その後ミニレクチャーをつけて、市民とディスカッションしようという市民公開の場をつくっています。ただ、これは、私どもとしては、大勢の動員を狙っているわけではなく、あくまでも30人ぐらい、ちゃんとディスカッションできる、自分の意見が表明できたり、聞いたり、やりとりをすることができるような、そういうボリュームでやっていきたいと思っています。

### (3) 人権侵害事案への対応

それから、センターの3本柱の最後としては、学内人権侵害事案に対して積極的に取り組まざるを得ないだろうと、舵を二、三年前に切りました。

学内の人権侵害事案に対しては、人権問題委員会が対応することにはなっているのですが、委員会ですので、2年任期で委員がころころ変わることがあって、ぶっちゃけ言ってしまえば、「2年間を何も無いといいな」という状況になってしまいがちです。もう少し積極的に対応しないとダメなと思っています。

人権問題委員会への協力としては、1つは、入学式直後に、入学式の式場で全学人権問題ガイダンスを行っております。それに人権問題研究センターは協力して、「こういう教育をしています」であるとか、なぜ私たちが

この教育を始めたのかというお話をさせてもらっています。

そして先ほど紹介した「人権問題ハンドブック」や「人権問題の最前線」というハンドブックの編集協力などをやっております。また、人権問題委員会が担当している人権啓発講演に「誰を呼べばいいでしょう」と、頻繁に人権問題研究センターに問い合わせがあります。

加えて、学内の人権研修についても人権問題研究センターに依頼がありますし、人をご紹介することもあれば、自分たちがやる場合もあります。

私たちが、数年前からこれは積極的に担当しなくてはいけないだろうと舵を切ったのは、「ハラスメント問題解決」への協力です。というのは、私自身は正式にはハラスメントの相談員というわけではないのですが、人権問題と名前がついた組織ですので、非公式に、「先生にだったら聞いてもらえるんじゃないか」ということで、さまざまな人権侵害、ハラスメントの相談がもちこまれます。

こういうものを正式なルートに乗せても、委員会体制でやるので解決まで非常に長期化していくことが多々あります。つまり、委員の先生たちの日程を合わせるだけでも精いっぱいという状態になって、解決までに非常に時間がかかってしまうのです。あるいは2年間でどんどん委員が変わっていくことで生じる問題というのもあります。大阪市立大学の先生方の名誉のために言えば、うちの教員たちは非常にまじめに一生懸命にハラスメント対応などをやってくさるのですが、いかんせん素人集団ですし、判断基準がぶれがちです。同じような事案が、前の委員会でやったときにはギルティーとなったけど、別の委員会がやったらギルティーにならない、そういう事態も起こってきて、不公平が生じてしまうのです。

そこで学内事案を蓄積し、対応を磨いていって、より安心安全な大学環境を整える、そこに人権問題研究センターは関与していこうと、今、考えております。もちろん人権侵害事象、落書きなんかが起こったときの対応も積極的に協力しております。

## 5. 人権問題研究センターの課題

現在の大阪市の経済状況が悪過ぎて、予算削減と人員削減が起こって、人権問題研究センターにも専任が1人しかいないというお寒い状態になっていますが、全ての学部・学科でそうなっておりますので、大学全体で各教員の負担がたいへん重くなっております。また、非正規雇用の職員も増加しているなか、ハラスメントが非常に起きやすい状況になったり、あるいは人権問題の解決のために、みんなで知恵を集めようという時間的な余裕がなくなったりしている問題があります。

その意味で、余裕がないことによって、新しい人権侵害の可能性のある事象についての対応努力が欠如していることが問題であると思っております。例えば、ミスコンテストについては、学祭の前に1人か2人、「先生、どう思いますか？」って相談には来るんですけど、相談には来てもらっても、じゃあそれをどうするかを一緒に考えて丁寧に対応していくということができなくなってしまっているのが現状です。

あるいは、異性装コンテストをめぐる、「セクシュアル・マイノリティの人々がどう思うか、十分考えて運営しなさいよ」という指導はするんですけど、しかし、実際にじゃあどうしようかという、一緒に議論する場をつくるといった余力がない現状にあります。

あと、セクシュアル・マイノリティの学生団体の学生さんたちは、ようやく学内の公認団体を立ち上げましたけれど、しかし事務方に全員の名前を出すのは難しい、つまり、どこで差別されるかわからないので、名簿が出せないということで、センターの私が名簿を引き受けて、名簿を黒塗りにしたものを事務にはお渡しする。そういう工夫をしています。そのときにも、なぜこうしないといけないのか、彼らの差別されないような環境を今の状況では保障できないということを事務方にははっきり申し上げています。保障できない状態なわけですから、それを保障できる状態にどうするのかということをやらないといけないんですけど、これの対応余力も欠如しているだろうと思います。



そしてまた、2008年の市大の実態調査からわかったことですが、女性職員のハラスメント被害意識が非常に多く、また博士課程の学生のアカデミック・ハラスメントの被害意識が大変多いことがわかっています。博士課程3年生以上では、4分の1以上の人がアカデミック・ハラスメントを受けたという被害認識を持っている状況がわかっていますが、大学院生に対しての人権教育はいまだに開講されておられません。正確にいうと、創造都市研究科の都市共生社会研究分野という、私が所属している分野では大学院教育のなかで専門教育として人権教育を行っています。そもそも創造都市研究科の都市共生社会研究分野は、人権・多様性を尊重する社会をつくっていくための市民活動の実践者の育成を目指して社会人大学院をつくったわけですが、これについては現在改組の動きが進んでおり、いつまで続くかわからない現状になっております。

また、大学院の共通教育として、全ての大学院生が守られるべき人権は何なのかを学習する機会を提供できていない現状があります。新しく大学院生対象の人権教育を考えていかななくてはいけないだろうと、課題として考えております。

人権問題研究センター自体の課題としても、上のものとかぶる部分もあるのですけれど、もちろん何といても定員充足の話が1つあります。やっぱり人権関連科目の提供を専任で賄っていくことが重要です。そしてもう一つ、先ほどお二人のお話を聞いていて思いましたが、学内のほかの組織との連携が十分にはできていないと思われれます。例えば、学習障害の学生さんの問題は、今は別部局が一手に担っています。ですけど、本当にそれでいいのか。もう少し協力してできることはないのか、そういうことを考えないといけないと思いました。

#### (質疑応答)

○司会 厳しい現状をご報告いただきました。大阪市立大学といえば、人権教育に強いことで有名ですが、ここ数年の財政悪化、大阪市の経営、

首長体制によってこれほど厳しい状況に追い込まれているのかということも実感した次第です。つまり、教職員の人事体制に人権軽視の芽を育ててしまっている残念な状況……本日の後半の時間にはぜひ現実的に対抗する工夫や戦略をともに考えていきたいと思います。

古久保さん、司会からの質問で恐縮ですが、どことも部落問題研究からスタートして問題の多様化、普遍化に伴い「人権問題研究センター」に発展してきていますが、古久保さんは人権問題研究世代の研究者としてセンターの役割をどのように考えておられますか。とりわけ部落問題からジェンダーへと新たな人権問題に取り組んで、その広がりをご自分で検証されてきた経験をお聞かせください。

○古久保 私自身は人権問題研究センターで仕事させてもらっていて、大変学びが大きいと思っています。というのは、私はジェンダー研究がシステム化されていくなかで教員になった第1世代ですけれど、ジェンダー研究がはじめて扱ってきたのは、自分の問題としてのテーマ設定が多かったわけで、いわば都市中間層の近代家族の問題からスタートしました。人権問題研究センターに所属して、さまざまな社会問題・人権問題との連携のなかで、ジェンダーの問題をどう考えるのかという視点をもらえたというところは、ものすごく私にとって学びの多い15年だったと思っています。

実は、世の中の諸問題というのはジェンダーという視角だけで切れる問題ではなく、もちろん部落問題だけで切れるわけでもなくて、部落問題とジェンダーの問題が兼ね合っている問題、障害者問題とジェンダーの問題が兼ね合った問題、さまざまな複合的な重なりで人権侵害が起こってくる。現実はそのようなものだと思います。複合的な差別であるとか、複合的な人権侵害状況を、専門が異なる研究者と一緒に考えることができる場として、今、私たちの「人権問題研究センター」は、ともに語り合える環境、議論できる環境を構築してきたと自負しております。

す。

そういう意味においては、ぜひ今後もそうありたい。さまざまな新しい問題が起こったときに、それぞれの専門領域からこの問題をどう考えていけばいいのかを議論し、その複雑さを複雑なままに理解し、そして解決方策を協働しながら探求していく仕組みを担っていくことが、学問的にも刺激的で、魅力があるんじゃないかなと思っております。

- 司会 確かに、シングル・イシューで人権侵害が起こるよりは、複合的にいろんなものが絡まったなかで発現してくると理解したほうがリアルですね。そういう意味では、多様化していく人権問題に取り組む場として、空間として、人材として、より発展的に研究の歴史を創っていく。部落問題の運動が盛り上がり、それを後追いしながらほかの領域の人権問題が社会問題化されどう社会的な解決へ向かっていったかを検証しながら豊富化されてきた研究拠点であったといえます。

#### IV. 全体討論

- 司会 これより後半の全体討論に入りたいと思います。

前半は3大学の取り組みのご報告をいただいたわけですが、フロアからのご意見、ご質問をお願いします。特に次世代の皆さんからのフィードバックをよろしく。

##### 1. 人権問題への「ニーズ」

- 守 関西大学の人権問題研究室ジェンダー班の次世代研究者（笑）の一人、守と申します。

設立の経緯からいろいろ伺ってくると、人権問題研究室が学生さんのニーズのためだけではなくて、教員に対しても教育的効果を持たなければいけない場だったんだなということを改めて感じる事ができました。では、現在の教員及び学生さんの人権問題に関しての情報のニーズはど



守 如子氏

の辺にあるとお考えでしょうか。

(1)「気づき」で「ニーズ」を掘り起こす

○石元 難しい問題ですが、1つは、教員対象にした人権講座等は、関大の場合はないですね。あるとすれば、セクシュアル・ハラスメントだとかハラスメントに関する教員研修です。今はハラスメント防止委員会、以前はセクシュアル・ハラスメント防止委員会といいまして、私も2期4年委員長をやりましたけども、やはり研修が大事だということでやるんですけど、集まらないです……情けない話ですが。

何度もやりましたけども、防止委員会の委員だとか相談員の人も来ない。来られている人は意識の高い先生で、研修に参加してほしい人が来ない。定刻に集まった人を前に「遅刻はいけません」という説教をしているようなものです(笑)。

他大学ですと、例えば教授会の前後、教員が確実に来ているときにやることが多いです。私も他大学のセクシュアル・ハラスメントの研修に講師としてよく行きますけど、参加者が多いところは学長が先頭になって取り組み、研修にも学長が出てきます。

今の質問で、どういうニーズがあるかというのは、私もよくわからないんです。学生のニーズは、「気づき」に関係していると思います。私が授業でいろんなことを言うと、そこで初めて学生も「気づいて、もっと知りたい」というニーズが生まれるのです。

例えば、この間、授業で「戸籍」の話をしてたんですが、戸籍制度のことは学生、全然知らないんです。何が書いてあるのかも知りませんし、どういう性格のものかも知らないし、そもそも日本にしかないことも知りません。戸籍について教えていくと、関心を持つ学生が出てくるんです。その後も質問に來たり、家制度なんかも全然知らなかったと言います。そもそも家の墓があるのを知らなかったという学生がいたりします。

要するにいろいろ気づかせてやると、そこで初めて自分の権利だとか自分の生き方にかかわるところが見えてきて関心を持つ。そういった気づきの仕掛けが必要なかなと思います。

ですから、「ニーズ」は、こちらでつくりだすといたらおかしいですが、気づくような問いかげだとか、授業の中で関心を持たず話をするとか。人権問題というと、特に小・中・高の授業で扱われるのは「典型的な人権課題を抱えている人たちの話」ばかりで、どうしても自分とは関係がない「他人事」、自分の知らないところで、何か困難を抱えている気の毒な人の話だと感じてしまうと思うんです。



さっき、NHKの調査を紹介しましたが、そういう自分にかかわる問題だということから入っていくような教育が、小・中・高でやっていないようです。ですから、学生にとってみれば、「人権って聞くと、またあの話か」となってしまって、自分との関連が見えにくいまま人権はもういいと、人権問題に関する授業自体をとらない学生も少なくないと思います。やはり、そうではないんだという情報発信が重要かなと思います。

○司会 つぎに奥田さん、お願いします。

## (2) 就職活動に絡める・企業人から呼びかける

○奥田 教職員、学生の人権に関する情報のニーズですが、正直なところ、おそらく教職員にとっての人権情報のニーズは、やっぱり「下手を打ったらあかん」というか、それがあろうと思うんです。

というのは、かつて差別落書きをしたり、差別投書をしたり、意図的な確信犯的な差別はかなり影をひそめてきましたけれど、今、問題になっているのは、自分では当たり前だと思ってきたこの水準が、社会の変化というか人権の水準の向上に比べたら、「君、それ、問題やで」と言われ



奥田 均氏

古久保さくら氏

る。特に管理職層の人なんかはこのギャップに戸惑っている人が多いと思います。若いころには、「セクハラ」なんて言葉もなければ、「パワハラ」と言われたって……と、こう思っていること自体が時代遅れで、どうも相手の人権の侵害になるような、自分の一生のなかで、人権に関する認識が急激に進行した結果、人権の発展についていけない自分がある。そんなときに、ついうっかりした発言が「セクハラ」や「パワハラ」となって、かつてであれば「ごめん」で済んでいたことが、実は組織的に対象者の人権を守るということで、ハラスメントの委員会ができたりすると、今度は訴えられてくることになってきます。単純に悪気のない言葉の綾や冗談ですむと思っていたささいな問題が、結構大学規模の大事になり、自分の立場が追い込まれていく。そういう意味では、きちんと学んでおかないことには時代についていけない、きちんと認識をしておかないことには、無意識に間違いを起してしまうかもしれないという不安やニーズがあると思います。

ですから、古い形の部落問題とか障害者の問題、もちろんこの領域でも合理的配慮の問題とか差別の概念が進展していますけれども、むしろ最近の傾向としては、セクハラ、パワハラというハラスメントに関するような情報に対して、教職員はしっかり知っておきたいというニーズは、急速に高まっているのではないのでしょうか。

一方、学生は、これが問題でして、つまりニーズが高まっていないのです。いかに私たちは講義のなかで、あるいはさまざまなイベントのなかで、学生に人権意識や関心を持たそうかということが課題です。実際にやっているのは、例えば「いまや企業でも人権問題に取り組まないとだめな時代になってきたんだぞ」とか、「人権がわかっていないと、社会へ出たって、教師になろうが公務員になろうが民間企業に行こうが、やられてられない時代だぞ」と、学生にとって切実な就職活動と絡めて人権のニーズを掘り起こしたりしています。全学講演会なんかでも、誰もが知っているような有名な企業の人に来てもらって、「我が社では、人権を

こんなふうに大事に考えてるとか、こんな取り組みしている」ということを、社会の実態として投げ込んでもらって、学生のニーズ喚起に取り組んでいます。

○司会 古久保さん、お願いします。

### (3) 人権問題への「ニーズ」があろうがなかろうが「知るべき」こと

○古久保 教員と学生の人権情報についてのニーズはどこにあるのかというご質問ですが、基本的にニーズがあろうがなかろうが、人権の情報提供はやらなあかんという気がしないでもない。

ご本人にとってニーズと感じておられるかどうかではなく、知っていただかないといけないこととして、まず教職員に対してはハラスメントの問題があると思います。私の世代が受けてきた大学院教育を振り返ると、今アカハラと言われていることは日常的にあったと思います。教員は「君のテーマには関心ないから、よう指導せえへんわ」みたいなことは当然のように言ってたし、「そうですか、じゃあ放つといてくださいよ」みたいな、学生であったりしたわけです。しかし、学生と教員との関係とか関係性の持ち方が変わっていくなかで、教員の何気ない発言がハラスメントとしてとられやすくなっている現状があります。

毎年、学生さんにハラスメントの授業をしていると、「そんなこと言たって、先生に反論なんてできませんよ」みたいな感想が続出して、そういう意味では、学生は、自分が嫌な目に遭ったときに、嫌と言う権利を行使することができていないし、教員は、「嫌と言ってくれればいだけじゃない」と素朴に思ったりしているので、コミュニケーション不全が生じ、ハラスメントの事案がどんどんこじれて悲惨な状況になってから吹き出してくる状態です。

私も、教授会の前に、ハラスメントの研修に行きますが、「皆さんが学生の時に経験してきた教員と学生の関係を前提にしてもらっちゃ困りま



す」「学生が嫌なことは嫌って言えると思われても困ります。今の子どもはすごく教員を慮ってくれてますよ」ということから始めて、その上で、そういう発言がいかにも人権侵害なのか、なぜそれが人権侵害と言えるのか、を伝え、教育権を侵害して、アスピレーション（意欲）を下げってしまうことは、皆さんがやるべき仕事の根幹を崩していることなんでしょうと、そういう研修をやっています。

先生方は「言われてみれば、確かに」と納得されることもあるので、本人が初めからそのニーズを持ってたかどうかはわかりませんが、納得してもらいやすい話としては、ハラスメントの問題はあるんじゃないかなと思います。

学生さんの人権情報についてのニーズは、既に奥田先生や石元先生がおっしゃったみたいに、どこにあるのかよくわからないということもありますが、一番の問題は権利意識がないということだと思っています。

例えば、ブラックバイトの話が典型的ですが、学生は「バイトをやめられません」とか「バイトを休めません」とか言います。すごく不思議な感じがするわけです。労働権から考えたら、少なくともやめる権利だけはあるだろうと思いますよね。「代理の人を見つけてこなかったら休ませない、とバイト先で言われたので、きょうはバイトは休めません」みたいなことを学生が普通に言うんですね。でも、ちょっと待て。どうしてそんなところまで労働権が侵害されてることに気がつかないんだろうと考えると、そもそも労働権を教わっていない事実があって、「あなた方、労働権って知ってる？」みたいな話から話す必要があるわけです。

あるいは職場のセクシャル・ハラスメントを話しても、それが労働権の侵害になりますよ、あなた方にはには労働権があるのよという話からして、ようやく自分の問題として、確かに自分の人権が侵害されるかもしれない問題なんだと気づいてもらえるという、人権ニーズ掘り起こし作業を授業でやっているような気がものすごくします。

ただ、最近危惧するのは、自己責任論がたいへん蔓延しちゃっている

ので、嫌なことがあってもそれを克服できないとか、それにうまく対処できないのを、全て自分の責任だみたいに思ってしまう。自分が何かしらの人権侵害を受けたときに、自分の個人問題だと思ってしまうのですが、他人が人権侵害を受けた話にも、「断れなかったあの人が悪いよね」みたいに流れていってしまう。

そこを、「そうじゃない!」と、もうちょっと想像力が働く機会を提供したいと思っています。たとえば、自分が、教員からハラスメントを受けそうになる、あるいは学生から性的な嫌がらせを受けそうになったときに、そのシチュエーションで本当に断れるものだろうかという、「その場になったつもりで断る」練習、アサーティブ・トレーニングみたいなことをすることによって、「言いにくいんだ」ということに気づいてもらって、そのなかで、自分も言いにくいということは、被害に遭った人も言いにくかったということなんだと気づいてもらうことが必要になるわけです。どういうふう to 他人の人権と自分の人権を共に考えられるようにするのか、他人と自分がばらばらではなくて、やっぱり人権侵害されたらつらいし、という想像力を発揮することができるのか、そんな工夫がないと届かない危機感を私自身は感じています。

○司会 なるほど、学生たちに権利主体としての意識や感覚が希薄な状態では、人権問題とは「一部の気の毒な虐げられてる人の問題」で、「他人事」だと。同時に、自分の身にブラックバイト、デートDVなど人権侵害の事態が発生しても、自分の権利が侵されそうになっているという風には捉えることができない、なぜなら自分にそんな権利があって侵害されたら「やめて」と言っていんだってことを学んできていないから。自分事として基本的人権や市民権を学べていないことが1つ。

それから、知識として学ぶということに加えて、皆さんが「気づきを促す」という工夫が要するという話のなかで、そこに行きつくためのアクション・トレーニングといったことが必要だということですね。「知って

いても、実際に行動に移せない」といったときの、行動へ移すための手立てや支援の研修プログラムが、次の段階で必要になってくる。

教育という意味では、「未然に防ぐ力」というか、こういった権利侵害が起きないように、また起こったとしても問題をこじらせないために、「未然に防ぐ力」をつける研修が重要だということが見えてきました。

「予防」というと、平穏なままで「無事」に過ぎていく状態を目指すのでその効果を測ることは難しいのですが、しかし考えてみれば、これまでにカリキュラム編成において人権教育系の科目群を整備し蓄積し更新してきた歴史を振り返りますと、附置機関としての役割や機能を立派に果たしてきたと胸を張って言えると思います。こうした人権問題研究センターとしての実績は、後継の私たちがもっと正当な評価とリスペクトをもって継承し各大学での取り組みを共有して学ばなければと思いました。

#### ◆運動の成果と権利主体意識のパラドクス

さらに、もう1つだけ、まさにこの議論によって気づかされたことを伝えたいとおもいます。私は障害者問題班に属していますが、障害者問題の現状を考えますと、一定サービス等が整ってきた段階での、障害のある学生や市民のいわゆる当事者運動の様子が以前とは様変わりしてきました。私が学生だったころ、つまりサービスがない段階では障害者の当事者運動は「障害者解放運動」と称して、差別を糾弾し、権利保障のためのサービスを要求して過激に闘っていました。先ほど青い芝の会の、市大での障害者問題論でのクレーム「当事者不在の上から目線講義」といったような鋭い批判・糾弾で鍛えられたという時代がありました。

そういうラジカルな運動の時代を終え、支援費制度・自立支援法……と、一定サービスが手に入る時代に移行すると、あれほど渴望していた「人権」への熱い想いが忘れ去られていきました。つまり時代の流れに沿って、障害者の立ち位置は「権利主体」から「サービス対象」にするりと移行していったわけです。サービスを消費するお客になっていく。福

社の世界では「利用者本位」とか「本人中心」とか言いますが、「サービスの利用者」という客体化された立ち位置では、逆に本来の自分たちの権利がどうなのか見えにくくなっていく。これは皮肉なことです、運動の成果としてサービスが整ってきた時代の主体意識の後退といえると思います。

「権利」とは、空気みたいなもので侵害されてはじめて存在を意識するものでもあります。サービスが整いそこそこの生活が保障されると、先人の血と汗と涙で勝ち取った「権利」が見えなくなるというパラドクス……どのように「権利の主体である」という意識をキープするか、また気づきを与えていくのか、大きな課題が浮上してきたように思います。

#### (4) 人権救済の機能

○片山 関西学院大学の片山です。

石元先生が最後のほうで言われた「附置研究所としての役割」として、啓発活動は、どこの大学でもやっていますが、いわゆる「人権救済」に向けての具体的な活動のあり方をどうお考えでしょうか。

#### ◆学内部署の連携

○石元 関西大学としては、ハラスメント防止委員会でハラスメント防止対策をやっておりませんが、その中に「その他」のハラスメントを入れていますので、「あらゆる人権侵害に対応する」ことになっています。ただ、残念なことに人権問題研究室と防止委員会は全くつながりがないんです。例えば、人権問題研究室の室長が防止委員会の構成メンバーになるとか、そういうこともありません。私は、たまたま社会学部選出の委員として防止委員会に入っていますが、立場上、社会学部委員としての発言はできますけども人権問題研究室としてのアドバイスをするという関係にはないのです。

もう一つは、任期制の問題があります。防止委員会は2年で委員が変

わっていくんです。1999年に、セクシュアル・ハラスメント防止委員会をつくろうとなったときに、私もかなり学長に働きかけて、学長もその気になって、学生部長や副学長を入れての勉強会をやって、先進的な大学のガイドラインなんかも取り寄せて、議論を重ねました。このように議論を深めて、ガイドラインや規程をつくったんです。

ところが、やがてかかわった人々も任期が来て交代していく。そうすると、防止体制がスタートした時点で通じたような話が通じなくなります。また1から説明しないといけないということがあるので、今後は大学システムとして人権問題研究室との連携を考えていくべきかもしれません。

例えば、今は障害者問題研究班で、障害のある学生の支援に取り組む学生相談支援センターとの情報交換や協働事業など、いろいろやっているんですけども、そういうことができる部分とできない部分が、はっきり見えてきたなという気がしています。

- 司会 連携してる部分としては、人権問題委員会と人権問題研究室との関係がありますね。
- 石元 はい、人権問題委員会は、人権問題研究室の室長は構成メンバーです。けれども、先ほどのハラスメント防止委員会とこの人権問題委員会との連携はないんです。人権問題委員会は、どちらかというと学長の



加納 恵子氏

石元 清英氏

諮問機関ですから、学長から特別な諮問を受けると対応しますが、人権問題委員会の通常の仕事は、学内で春と秋にやっている学生向けの人権啓発行事の企画と、4年に1回の学生に対する人権啓発冊子の編集、この2つです。

もう1つ言いますと、学内には委員会がたくさんありますが、学内的に重要だとみなされてる委員会と、それほど重要ではないとみなされてる委員会があるようです。重要な委員会は学部の利害も大きく絡んでくるので、わりとしっかりした委員を選んで出していくわけですが、どっちかという人権問題委員会やハラスメント防止委員会は学内でどれくらい重要な委員会だとみなされているのだろうかとか疑問に思うことがあります。

#### ◆学外機関との連携

奥田さん、いかがでしょうか。

- 奥田 人権問題研究所は、直接、人権侵害の救済とか紛争処理にはかかわらないです。研究所の守備範囲には入っていないのです。人権侵害救済の社会的な仕組みはどうあるべきかとか、紛争処理のシステムをどうつくるかという政策研究は守備範囲に入りますが、具体的な紛争処理の実務にはかかわらないです。近畿大学の場合は、基本的に学生がそういったことに遭遇した場合の第1窓口は、「学生部にある相談窓口」に持ち込まれます。

先ほどの報告で言いましたように、「ハラスメント全学委員会」がありますので、学内的な、教職員、学生にかかわるハラスメント事案は、ここに訴えられてくることになります。ただし、訴えられた紛争事案によっては、学内的な範囲でおさまらない案件もあります。例えばアルバイト先で、雇用主との関係で随分ひどい労働権の侵害を受けているなんてことになると、当然、労働基準監督署にかかわっていくわけでありまして。そういう意味では、学内の紛争処理機関も全て学内で完結する

わけではなくて、外部紛争処理機関に、必要に応じてつないでいく形で対応しているのが、近畿大学の場合の実態です。

◆被害者救済ための迅速な調整

- 司会 続いて、古久保さん、お願いします。
- 古久保 大阪市立大学も、公式な仕組みとしては「ハラスメントの相談員」があって、「調整委員会」があって、「調査委員会」があってという組織になっているんです。今年から相談員体制と調査委員会の間に調整委員会というものを入れたのは、救済という観点からなのです。調査をすることになってくると、教員の皆さんは、「真実はどこにあるのか」という学者魂に火がついて、時間がかかっても十分な調査をして、真実を突きとめるといふ方向に熱心になって、いつまでたっても救済という話にならなくて。あっちの人からも、こっちの人からも話を聞いて慎重な判断をとというノリになっていってしまうので、それよりも早く、本人にとって気持ちのいいところへ、何とか落ちつかせるほうが先なんじゃないかと思ったので、「調整委員会システム」をつくりました。

その調整委員会で調整するのは誰なのか、そういうことを直接やるのが、附置研究施設としての人権問題研究センターがやるべきことなのかという議論はずっとあります。

だけど、実際にやらないと困った人が困った状態に長くいるだけなので、とにかく試験的に私がやってみる。調整をやってみて、何が問題で、何が解決できない理由なのかを理解しながら、よりいい方法を見つけ出していく、そういうことを試験的にやろうという話に今なっています。その調整委員は、人権問題研究センターの人間だけではなくて、学内にあと何人かいるんですが、私が調整をかけている事案がなければ、まず私のところへその役割はまわって来る。どういう事案に、どう対応したら、どう解決するのか、その知識というか知恵を積み重ねない限り、迅速に公平に解決できないだろうというので、そういう対応にしよう、

学内の中ではありません。

確かにおっしゃるように、本当にその業務をするのが研究センターの役割なのかと言われると、「うーん…」というところは非常にあるので、それを今後どうしていくのかという問題はありますが、しばらく、どうしたら1番本人たちが余りしんどくならないうちに問題状況を改善できるのか、その方策を研究する作業をやっていこうと思っています。

ただ、そうは言っても、「救済って何なのか」と言われると、私自身、すごく困ってしまいます。ハラスメントの大きさってどうやってはかるのが難しい。非常にこじれたハラスメント事案について、調査をやって、こういうハラスメントがありました、だから、こういう処分をしますとなったとしても、それで被害者が本当に救済されたのかというと、やはり本人の救済に必ずしもなっていないまま処理終了になっている事案があるんじゃないかなというのを幾つも見てきました。そういう意味においては、こじれて以降、大きな問題になって以降、大学が対応しても、被害者にとっての真の意味での救済は本当に難しいと思っています。

ハラスメントの対応について、アメリカに調査に行ったことがあったんですが、例えば、有名な私立、要するにお金持ちの私立大学などでは、セクシャル・ハラスメントとかアカデミック・ハラスメントが起こって学生が訴え始めたときに、問題がややこしくなりそうだとしたら、教員を異動させるのは時間がかかるので、白か黒かをはっきりさせる前に、訴えたご本人が、この先生のもとではやっていけないとなってくると、「あなたこの先生のもとだったらやりたいですか」と聞いて、奨学金つきで、その学生を別の先生のところへ送り出す。要するにお金をつけて解決することをやっていました。それは超お金持ちの大学でしたけれど、そういうことまでやって、何とか学生本人の研究を続けさせることが、例えば大阪市立大学でできるかと考えると……絶対にできません。

そういうふうにと考えると、アメリカのある大学でやっていたような方法がとれない中で、一体救済って何だと考えるとうなってしまう。



学費すら免除できないのです。アカハラが起こったために1年間留年したとします。学費がその1年分ロスされ生涯賃金だって1年分減るわけです。どういう賃金になるかわかりませんが、500万とか600万とか1千万とか違ってくるはずだけれど、大阪市立大学では、そこを保障できないだけではなくて、その1年おくれた分の学費すら免除できない仕組みになっていて、それは公立大学であるから財政についての裁量権がないのでできない。

そう考えると、本当に私たちは救済できないんです。救済できないからこそ、被害が大きくなる前に、どう早く対応して、どう問題を解決できるか。そこにエネルギーを割く以外に方法はないと今のところは思っていて、そういう仕組みを、今、つくりたいと思っていますところですよ。

- 司会 なかなか実際の救済となると内部だけの体制では困難、調整委員会という苦肉の策や財源、権限の話も出ました。そもそも救済システムそのものが学内に完備できるか、そのこと自体も問題なのかもしれません。学内で起こったことの人権侵害の問題を、学内だけで処理していいのか……もちろん外部調査というスタイルをハラスメントのガイドラインでは言うわけですが、この辺の仕組みはもっと考えていかないといけない点だと思います。また外部との連携や研究センターの守備範囲の議論も重要です。

#### ◆学生の問題意識の希薄化

- 住田 関西大学の人権問題委嘱研究員の住田です。

石元先生と奥田先生が報告の中で言われました、学生の問題意識が非常に希薄になってる、随分前から言われてることです。そのことに関して、きょう、奥田先生から、広島が関東と同じようなレベルだと聞いて、私の授業でも、部落問題の話をほとんど聞いたことがない広島の学生もいますけども、もっとショックだったのは、大阪市内の学生が、「先生、



住田 一郎氏

部落って、そんなことあるんですか」と平気で聞くような状況です。

私は、関西大学の非常勤講師を1995年ぐらいからやっていますが、そのころは、本当にほとんどの学生が、部落問題に関しては食傷気味で、またかという感じだったんです。そういう状況から随分変わってきていることは事実です

よね。ただそのときに、なぜそういう状況になってるのかを部落問題班で研究する必要があったと思います。

最近の授業で非常に危惧してるものが2つあります。1つは、ほとんどの学生は「部落問題は大体解決してるんじゃないですか」という意見が多く、非常に問題意識が希薄化しています。ただ、そういう中でも、ほとんど授業で学生にコメント書いてもらいますから出てくるんですけども、必ず数名の方は、私が、学生たちには、今、部落問題への意識が非常に希薄化してるんですと言ったことを捉えて、「驚きです。何でそんな状態なのか……」というコメントをくれます。その理由を、彼、彼女は「実は私、今でも、親とかおじいちゃん、おばあちゃんに、部落の人とは絶対に結婚したらあかんとずっと言われ続けてきました。こういう形で言われるのが普通やと思ってた。ところが、周りの学生を見たら全然そうじゃない。一体どういうことなんですか」と。このような昔ながらの学生が毎年2、3名はいるんです。このギャップをどうしたものかと非常に気になります。

そうすると、特に部落の問題に関しては、希薄化したことそのものは、当初、私はそんなに悪いとは思っていませんでした。部落問題そのものが同和地区特別措置法も含めて、いろんな運動があって、大分解決しつつある。その反映として、学生のなかにそんなに気にもならなくなった

と思ってたんです。ところが、よくよく聞いてみると、ただ単に知らないんです。部落問題そのものを知らない。

私が授業の最初に、「部落民の住田です」と言いますから、みんな、「えっ」と思うんです。そのときに彼らは書きます。「先生、そんなこと言うから、部落問題、まだあるん違いますか」と。これは善意で言ってくる。「善意」ということは、反対に、「部落問題は黙っとくべきこと。人が議論するようなことではない」と思ってるわけです。

その一方で、家の中では昔ながらに差別が語り継がれています。その問題を我々はどう捉えて、問題提起するかということがあるなど。特に小・中・高で、最近ですが、部落問題を伝える側の教師たちが非常に消極的です、引かざるを得ない。理由は何かというと、先ほど奥田先生が言われたけども、「何かへた打ったら困る」ということが、意識の中であるわけです。教える側として部落問題では失敗が許されないと。

そのときの1番大きいのは「明示」問題。部落の明示に対する恐れというか躊躇する部分があります。運動側も、「明示」そのものには非常に微妙な反応をしますから、その反映だとは思いますが、しかし実際には、1960年代の講座は、「部落問題のシリーズ」なんて、部落がどこにあるか克明に書かれています。それを読むだけで、部落はここやとわかるぐらいです。そのことが問題となり今では絶対に書けない。先ほど言った「地名総鑑」の問題も当然あるわけです。

「地名総鑑」については、それを商いにするのは問題かもわかりませんが、それを明確にしないというのはいかなものか……それこそおけの水を流して赤子まで流していくようなことで、結局、部落問題の「明示」に関しては、ものすごく消極的になってしまっていて、議論そのものが深まらないと危惧しています。

- 司会 学生の「問題意識の希薄化」は差別意識が解消されていったからではなく、単純に知識不足だったりする、また、もっと危惧するのは、

「希薄化」の裏側で行われていること。つまり、親密圏という閉ざされた家族のなかで語り継がれていく「差別意識」が同時進行していることの気味悪さ。その象徴的な問題としての「明示」問題は、とても差別解消の方向に向かっているとは思えないとのご意見でした。この点について、いかがでしょう。

#### ◆部落のリアルを伝える教育

- 石元 住田さんがおっしゃるように、最近、特に部落問題を習っていないという学生がすごく増えました。私、大阪府のある自治体で市民意識調査しました。人権や差別に関することを学校で習ったことがあるかと聞きますと、50歳未満の年齢は、大体80%が習っています。年齢別にどんなことを習ったのか、20ぐらいテーマを挙げて重複回答してもらうと、同和問題が40代、30代では80%ぐらいあるのですが、20代になると40%ぐらいになるんです。16～19歳になると27%で大幅に減っています。2002年に法切れを迎え、同和教育はしなくていいんだというように思っている教員が増えてきたんではないか。

ここは、私、問題だと思います。どうしてしなくていいと思ったのかです。例えば、民族教育に取り組んでいる先生方、大阪でも多くいます。こういう先生方は法律があるなし関係なく自主的に民族教育に取り組ん

でいます。どうして同和教育だけが潮を引くように後退してしまうのかという問題、これは考えていけないといけない。

非常に抽象的に部落差別が厳しいということだけを強調するような教育を受けた学生は、やはりマイナスイメージを部落に対して持っている、そういう学生が少なくな



石元 清英氏

いです。具体的な部落の様子がイメージできるような教育を受けてないです。

私が担当している部落問題の授業は月曜1限に行っているのですが、学生の出席率は高くはありません。テストのときだけ来る学生が多く、そういう学生の答案をみると、部落は、人里離れた山奥にぽつんと10世帯ぐらいの人の集落があって、そこでひっそりと暮らしていると書く学生がいます。自分が暮らしているこの地域には、部落など存在しないと考えている学生が非常に多い。ですから、正しい知識を持ってない学生が増えれば増えるほど、社会にある部落に対するさまざまな偏見、誤解を批判する力を持たない学生が増えるわけで、社会に根強く存在する部落に対する偏見や誤解を簡単に受け入れてしまうのではないかと思います。

部落問題に関する授業の第1回目に、学生からアンケートをとります。そこで、「部落では近親結婚が多い」という意見があるが、どう思うかと聞くと、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答を合わせると5割を超えるんです。この学生たちは、私の授業をその後きちっととってくれば、そういう誤解は解けるんですけど、私の授業を取らない学生もたくさんいます。そういう学生は、部落は近親結婚が多いんだと思ったまま社会人になり結婚するという人生を歩んで、そういう誤解や偏見を正される機会がなければ、住田さんがさっき言ったように、部落の出身者とは結婚するなという親になるかもしれない。

したがって、やはり教育がどれだけ大事か痛感します。特に語り方です。非常に抽象的に、一面的に部落差別の厳しさを強調するのではなくて、今ある部落をどう伝えるのが大事だと思っております。

#### ◆「寝た子を起こすな論」の大いなる錯覚

- 奥田 住田さんご指摘のとおり、学習していない若い子がふえています。学校で部落問題を勉強してきていないのと、部落問題を知らないのは違うんです。私、先ほど、部落問題の学習経験が、ガタ減りしてきて

いると、特に中国地方がひどいという話をしましたが、部落問題を知っているか知らないかと問うと、6割以上の子は知っています。誰から部落問題を知ったのかというと、やっぱり親とかインターネットとかそういうのが多くて、学校で部落問題と出会ったという割合が減ってきているだけ。

つまり、学校での部落問題学習は、随分法律期限後減ってきているけれども、世の中には部落問題に関する情報が巷に漂っており、ちゃっかり部落問題は知って育ってきているというアンバランスな状態です。世の中に漂っている部落問題の認識は、えてしてマイナスでありますから、そういう意味では、正しい部落問題の蛇口だけが閉まってきている。でも、水漏れはしているぞという状況の中に、今、若い子がいると思います。

教えなくても知っているわけですから、そういう意味では、「寝た子を起こすな論」の間違いそのものを、「寝た子を起こすな論」を主張している若い子自身が、部落問題認識において体験をしているといえますね。

ただし、多くの場合、「寝た子を起こすな論」は善意から出ています。実に、差別はよく善意によって支えられることがあって、かつてのハンセン病の終生絶対隔離政策も、「ハンセン病の人はこんな町なかに住まんと、ハンセン病の人ばかりのところでは気兼ねなく、大病院もあるような隔離施設で住んだほうがいいんじゃないですか」という、国の隔離政策だけがハンセン病問題差別をつくったのではなくて、「無らい県運動」を支えた多くに、市民の善意というか、「当事者にとってそのほうがよからう」というものが、あったということが見えてきました。

そういう意味では、「寝た子を起こすな論」は、善意に支えられた壮大な錯覚ですか、このあたりのことを学生自身に、どううまく自覚的に、つまり自らそのものを教材化していけるのかということが、案外大事ではないだろうかと思います。

◆明示する／しない

- 古久保 私自身は、部落問題論を担当していないので、そのあたりお答えにくいですが、「明示」に関連する話として、大阪市立大学の人権問題研究センターでは、旧同和地区の資料を使って、どういうふうに都市部落が変遷してきたかを研究しています。

その中で、やっぱり地図を追って統計的に処理をして「貧困地図」を描いてみると、やっぱり旧同和地区は今でも所得の非常に低い層が多いとか、住居形態などさまざまな貧困の現実が出てきます。それを研究会では、新たな貧困地域として再編されているという議論はできますが、その地図をどういうふうに公表するかという話になると、みんなで頭を抱えてしまうのです。他方で現実的には、都市部落のなかで交通の便のいいところでは、不動産開発が進んで、新しい人がどんどん流入している部落もある。

「そこへ入ってきた人たちは部落をどう考えているのか」という調査をしようと考えたときに、でもそのことは、「あなたのお住いは部落ですよ」とお伝えするという意味において、それがもつ機能はかなり差別的じゃないかという話になり、一体そんな調査は倫理的に許されるのかという議論をしています。「明示的に示すこと」の困難は、まさに今、部落問題、部落の実態をどう考えるのかという研究をしている私たちのセンターにとって重要課題になっているところです。

- 司会 議論が佳境に入ってきたところでお開きの時間となりました。長時間にわたり、熱心なご議論を展開していただき誠にありがとうございました。大学附置機関としての人権問題研究センターの歴史的意義とこれからの課題などが明らかになってきました。3大学が厳しい現実に立ち向かいながらも学内に人権研究・人権教育の拠点を守りつつ、新たな発信拠点として展開していることは、関西学術圏の知的財産だと意を強くした次第です。

関西大学が、「権力から自由を護る」人権大学として建学された創設者たちの志に今一度想いを致しながら、関西大学の人権問題研究室改組30周年の記念シンポジウムを終わらせていただきます。ありがとうございました。

(編集／構成 加納恵子)